

# 川崎市緑の基本計画 (案)

# 目 次

序章	4
1 改定の目的	4
2 緑の基本計画とは	5
(1) 計画の趣旨	5
(2) 計画が対象とする緑	5
3 緑の役割	6
第1章 川崎市の緑を取り巻く状況	8
1 川崎市の現況	8
(1) 位置・地勢	8
(2) 市街化の状況	8
(3) 気象	9
(4) 人口	10
(5) 緑の概況	11
2 自然的環境の分布（緑の現況）	12
3 平成20年3月策定版 緑の基本計画の検証	13
(1) 施策の主な成果と課題	15
①協働により緑を守り育む持続可能な仕組みの構築に基づく施策	15
②地球環境に配慮したみどり軸の保全と創出に基づく施策	19
③多様なみどり拠点による風格ある都市の形成に基づく施策	22
④緑と水のネットワークによる身近な緑とふれあう機会の創出に基づく施策	26
⑤かわさき緑の市民文化の育みと地球環境都市への飛躍に基づく施策	30
(2) 施策目標の検証	32
4 緑に関連する社会情勢等	37
(1) 社会情勢と課題	37
(2) 国等の新たな施策	40
(3) 川崎市の新たな方向性	41
(4) 市民意見	45
第2章 緑の基本計画改定の考え方	47
1 緑の基本計画に求められる視点	47
(1) 施策の検証からの視点	47
(2) 緑に関する社会情勢からの視点	48
(3) 市民意識からの視点	49
2 次のステージに進むために取り組むべき課題	50
(1) 協働の取組の持続性の確保	50
(2) 緑の保全、創出、育成の継続	50
(3) 暮らしを支え高める緑の効用の発揮	52
3 改定に向けた考え方	52

第3章 緑の基本計画	54
1 緑の基本計画の構成	54
2 計画の位置づけ	55
3 計画フレーム	55
(1) 計画対象区域	55
(2) 人口規模	55
4 計画期間	56
5 基本理念	56
6 緑の将来像	57
(1) 基本的な視点	57
(2) 将来像	58
7 基本方針	63
8 施策の推進に向けて	72
(1) 基本施策及び施策展開のためのプロジェクト	74
①基本施策Ⅰ「緑のパートナーづくり」	74
②基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」	82
③基本施策Ⅲ「グリーンコミュニティづくり」	99
(2) 実施施策	110
(3) プロジェクトを推進する仕組み	139
9 緑の目標	142
(1) 施策展開を行う緑の総量の目標	142
(2) 施策展開により緑ある暮らしを実現するための目標	143
第4章 区別方針	144
1 川崎区	145
2 幸区	149
3 中原区	152
4 高津区	156
5 宮前区	160
6 多摩区	164
7 麻生区	168
第5章 実現性の高い計画とするために	172
1 進行管理の考え方	172
2 実施状況の評価と公表の仕組み	172
参考資料	176
1 市民意見	176
2 川崎市環境審議会・緑と公園部会の審議経過	185
3 委員名簿	186

# 序章

---

## 1 改定の目的

川崎市では、「川崎市基本構想」（平成4（1992）年策定）とそれに基づき策定された基本計画「川崎新時代2010プラン」（平成5（1993）年策定）に則して、平成7（1995）年に川崎市緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」を策定しました。その後、高度成長から低成長経済への移行や少子高齢化の急速な進行などの大きく変化する社会状況等に的確に対応するため、平成17（2005）年に新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」を策定し、川崎市緑の基本計画についても平成20（2008）年に改定を行い、多様な主体との連携により、緑の保全、緑化の推進、公園緑地の整備など、施策の推進を図ってきました。

近年では、少子高齢化の更なる進展や都市インフラの老朽化、災害対策や環境問題に対する意識の高まり、そして町内会・自治会の担い手の高齢化の顕在化といった社会情勢の変化が起こっており、川崎のポテンシャルを最大限に活用し、新たな飛躍に向けたチャンスを的確に捉えるため、平成28（2016）年3月に川崎市総合計画を策定しました。総合計画では、『成長』と『成熟』の調和による持続可能な最幸のまちかわさきをめざす都市像とし、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」をまちづくりの基本目標としています。加えて、緑の基本計画と密接な関係を持つ川崎市都市計画マスタープランを平成29（2017）年3月に改定しました。緑の基本計画の策定に際しては、都市緑地法第4条第3項に議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に則し、都市計画法第18条の2第1項の市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）に適合することとしています。

また、平成28（2016）年5月には、国土交通省が『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終とりまとめを公表し、「社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へと移行すべき」という新たな方向性を示しています。さらに、民間活力を最大限活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的に、平成29（2017）年6月に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行され、緑の基本計画への記載事項も拡充されました。

このため、「川崎市緑の基本計画」については、これまでに進めてきた取組を踏まえながら、緑をとりまく本市の状況を勘案する必要があり、市民や民間企業等との協働・連携により、緑ある暮らしの創造、緑の市民文化の醸成を目指していくために、「川崎市緑の基本計画」の改定を行うものです。

## 2 緑の基本計画とは

### (1) 計画の趣旨

- ・緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」、「都市公園の整備の方針」等に関する事項を示すとともに、川崎市の緑をとりまく実状を勘案しながら必要な事項を定め、緑地の保全、緑化の推進、都市公園の整備を総合的に進めていくものです。
- ・計画の策定に際しては、市民意見の反映に努める必要があります。
- ・社会情勢の変化や事業の進捗等により変更を行う必要が生じたときには、遅滞なく変更すべきであり、計画内容の充実にも努めることが望ましいとされています。
- ・川崎市の基本構想とその推進を行う総合計画に則し、都市計画マスタープラン等関連計画に適合する必要があります。
- ・都市緑地法の改正により、都市農地の保全及び都市公園の老朽化対策等の事項について、緑の基本計画へ記載することが求められています。

### (2) 計画の対象

川崎市緑の基本計画では、都市緑地法第3条\*及び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以降「緑の条例」という。）第2条\*に基づく自然環境、並びに公園や緑化地等を含む緑とオープンスペース\*について、保全、創出、育成及び活用に関する取組を進めていくものとしま

---

※都市緑地法第3条：この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

※川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例第2条：(1) 緑 樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を有する土地及び空間並びにそこに生息する動植物の生育基盤である土、水等の自然の要素をいう。

※緑とオープンスペース：国土交通省から平成28年5月に公表された「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」においては、緑とオープンスペースを「都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅等の植栽地等）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包含する概念として位置づけ。」と定義している。

### 3 緑の役割

緑は以下に示す多様な役割を担い、市民の豊かな暮らしを支える重要な基盤となっており、保全、創出、育成に努めていくことが必要です。

#### ①うるおいのある生活環境の形成

緑は、さまざまな都市環境改善効果や心理的效果を背景として、ストレスを軽減させ快適性を向上させる、ゆとりや安らぎ、くつろぎに満ちた生活の基盤であり、市民の心身をいやし、健康を増進させる機能を有しています。

#### ②スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成

緑は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、さまざまな余暇活動の場として欠かせない空間であり、また、身近な自然とのふれあいの場を形成する機能を有しています。特に将来を担う子どもたちが健全に成長する上で欠かせない空間として、明るく、元気な社会の礎となる貴重な機能を有しています。

#### ③地球温暖化等の防止

緑は、最も日常生活に身近な二酸化炭素吸収源であることから、実際の吸収源としての効果に加え、地球温暖化対策の普及啓発にも大きな効果を発揮します。

また、地表面を被覆する樹木等の植物は、蒸散作用等により地表面の高温化の防止・改善機能を発揮し、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。特に生田緑地をはじめとした多摩丘陵に存在するまとまりのある緑は、冷気の供給源として市街地の冷却効果を発揮することが期待されます。

#### ④生き物の生息・生育環境の確保

樹林地、農地、河川、運河等は、生き物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしており、地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、将来世代の財産となる、生物資源、遺伝子資源を保全し、すべての生命を育む機能を有しています。

#### ⑤都市・地域の防災性の向上

緑とオープンスペースは、震災などの自然災害の発生時に火災の延焼を防ぎ、避難地や避難路などの避難空間となるとともに、救助・救援、復旧・復興拠点となるなど、都市の防災性を向上させます。

また、樹林地・農地・水辺地等を含む緑は、雨水を貯留・浸透する機能を有しており、雨水の流出を抑制し、浸水被害の軽減に寄与します。

## ⑥地域に固有の美しい風景・景観、歴史、芸術・文化の形成

人間の生活、気候や歴史等が一体となって形成される緑の空間は、都市や地域に固有の美しい風格ある風景・景観の基盤となります。特に多摩丘陵や多摩川崖線、多摩川、臨海部の海は、川崎市を特徴づける風景や景観を形成しています。

また、四季の変化に富んだ多様な緑は、繊細な感受性や美的情緒を育み、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与しています。

さらに、地域の文化遺産等と一体となって、地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与する機能を有しています。

## ⑦子育て・教育の場の提供

屋外での自然とのふれあいや集団の中で身体を動かす遊びの場として、緑のある空間が子どもの健全な成育につながり、環境学習等の教育の場の提供にも寄与しています。

## ⑧コミュニティの形成

市民を主体とした緑の保全、創出、育成の活動や、公園を利用した地域の祭り、レクリエーションなどの催しごとは、多世代の地域住民が交流できる貴重な機会であり、地域包括ケアシステムの構築に寄与する地域コミュニティの形成につながります。

## ⑨観光振興・経済活性化

街中の公園等は、地域の資源や文化と一体となり、観光や地域の賑わいの拠点を形成するとともに、イベントの開催や雇用の場を創出することで地域の魅力が向上し、観光客の誘引や観光消費の拡大、経済波及効果等につながり、観光振興や経済活性化に寄与しています。

緑がこれらの役割を最大限に発揮できるよう、適切に保全、創出、育成及び管理運営されることが求められています。

# 第1章 川崎市の緑を取り巻く状況

## 1 川崎市の現況

### (1) 位置・地勢

#### ①位置

- ・川崎市は神奈川県の北東部に位置し、北は多摩川を境に東京都に、南は横浜市にそれぞれ隣接し、また、市の北西側には多摩丘陵が広がり、東側は東京湾に面しています。
- ・市域は、臨海部から多摩川上流に向かい、南東から北西に細長い地形となっています。
- ・羽田空港に隣接するとともに、川崎港を擁するなど、首都圏における重要な位置に立地し、品川駅や新横浜駅などの広域交通結節点にも近接し、地理的な優位性を備えた地域となっています。

#### ②地勢

- ・川崎市は、市域の北西部に広がる起伏の多い丘陵部、多摩川沿いに広がる低地部、臨海部の埋立地の3つの地形に大きく分かれます。
- ・東京都に隣接した立地と開発需要の高まりから、広い範囲にわたり、市街地の形成が進んでいますが、丘陵部には、生田緑地や麻生区黒川、岡上、早野などの地域を中心に自然環境が残されています。
- ・臨海部の埋立地の多くは、工業・流通施設等の用地として利用されています。

### (2) 市街化の状況

- ・川崎市は、南東部（臨海部）の工業地域と、北西部（内陸部、丘陵部）の住宅地域という性格の異なる地域が合わさって都市が形成され、市を横断する形で通過している鉄道、道路網が整備されています。
- ・昭和40（1965）年代から昭和50（1975）年代にかけて、東京近郊の急激な人口増加に対する居住の受け皿として、多摩丘陵における宅地開発が急速に進みました。特に小田急線沿線や東急田園都市線沿線では、鉄道延伸と合わせて住宅地を主とした市街地が形成されています。
- ・既成市街地の計画的な土地利用の誘導と、人口増加や活発な都市活動に対応した都市基盤の整備が課題となっています。

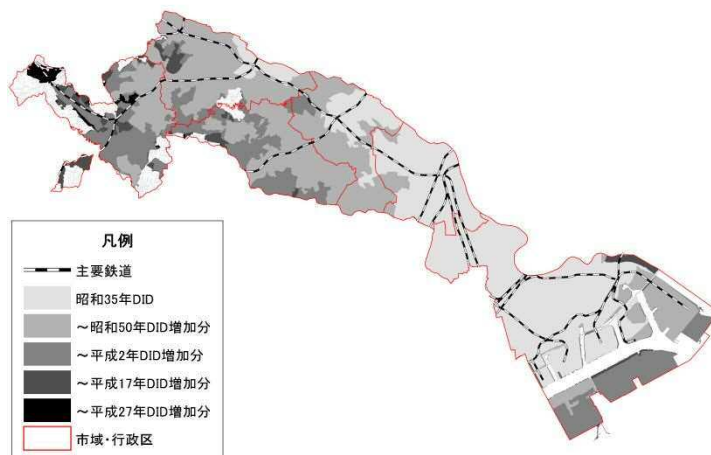


図 人口集中地区（DID）の変遷概略図  
（出典：国土数値情報）



### (3) 気象

#### ① 気温

- ・川崎市の気候区は、東日本型の東海関東型に属しており比較的温暖な気候を有しています。
- ・横浜地方気象台で観測した平成28（2016）年の年平均気温は、16.9℃（最高気温37.4℃、最低気温-2.2℃）でした。
- ・都市化の進展が続いており、他の地域に比べて都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象の影響がみられ、過去10年間で年平均気温が約0.4℃上昇しています。
- ・「川崎市気候変動レポート」（平成26（2014）年3月、川崎市環境総合研究所）によれば、統計期間の30年間において、市内の気温観測3地点（川崎、中原、麻生）のすべてで年平均気温の上昇傾向がみられています。また、真夏日及び熱帯夜の日数は川崎以外の地点で増加傾向がみられ、冬日の日数はすべての地点で減少傾向がみられています。
- ・一方、平成28（2016）年夏期の平均気温の分布図では、臨海部から市中心部の中原区にかけての気温は高く、内陸部の生田緑地を含む多摩区で気温が低い傾向がみられます。

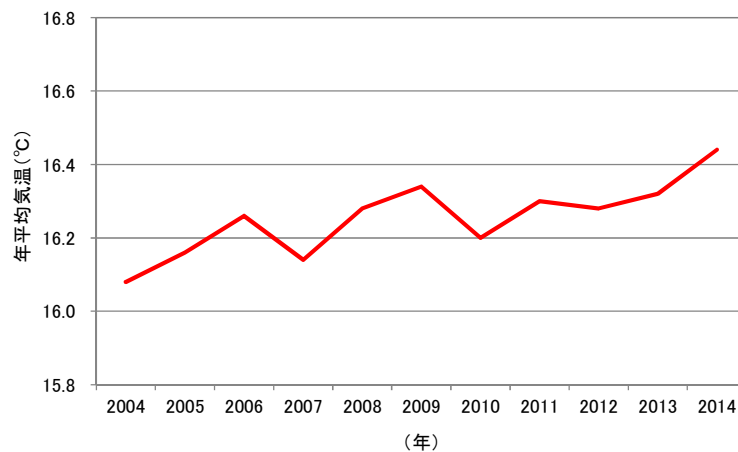


図 年平均気温の推移 (5年移動平均\*)  
(出典：気象庁 HP 横浜地方気象台データ)

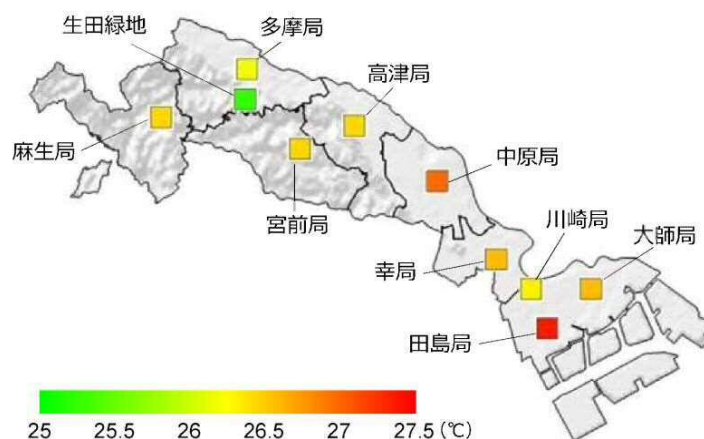


図 2016年夏期 (7/1~8/31) 平均気温の分布  
(出典：平成28(2016)年度市内気温分布調査結果(夏期))

※5年移動平均：年毎の偶然的要素を除くため、各年の数値を表すのではなく、各年の直前直後5年間の平均値を表すことにより、データ変動を滑らかにするための統計手法の一つ。2012年～2016年の平均値を2014年の値として表すなど。

## ②降水量

- ・横浜地方気象台で観測した平成28（2016）年の降水量は、1,793.5mm（最大日量113mm）でした。
- ・「川崎市気候変動レポート」によれば、統計期間の37年間において、市内の降水量観測3地点のうち宮前区野川、麻生区早野の2地点で年降水量の増加傾向がみられていますが、幸区小倉の観測地点では変化傾向はみられていません。また、横浜地方気象台においても年降水量の変化傾向はみられていません。
- ・同レポートによれば、市内3地点と横浜気象台において、日降水量50mm以上の日数は増加傾向がみられている一方、降水日数は変化傾向がみられていません。

## (4) 人口

- ・川崎市の人口は、平成29（2015）年9月時点で150.3万人を超えており、150万人都市となっています。
- ・今後は、平成42（2030）年まで増加を続け、ピーク値は158.7万人となると想定されます。
- ・一方でわが国は、本格的な少子高齢化社会に突入しており、川崎市でも同様の傾向が示されています。
- ・年少人口（0～14歳）は、平成42（2030）年まで増加を続け、20.2万人をピークとしてその後減少過程に移行します。
- ・生産年齢人口（15～64歳）は平成37（2025）年まで増加を続け、102.8万人をピークとしてその後減少過程に移行します。
- ・ただし老年人口（65歳以上）は今後増加を続け、平成32（2020）年には32.2万人（総人口比21.0%）、平成72（2060）年には50.4万人（同35.3%）となると想定されます。うち、75歳以上の人口はそれぞれ16.9万人（同11.0%）、31.5万人（同22.1%）となると想定されています。

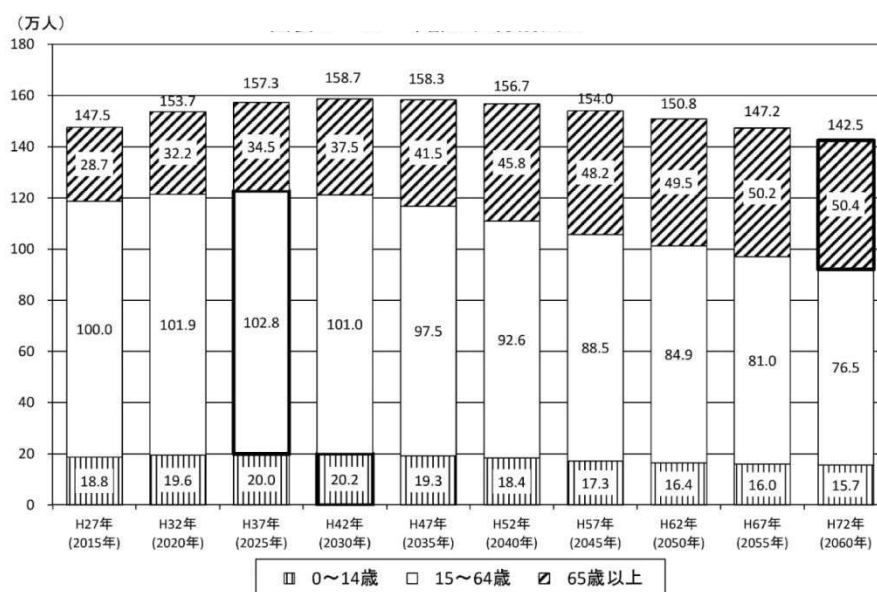


図 川崎市の将来人口推計

(出典：川崎市総合計画第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計について)

## (5) 緑の概況

- ・多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海が市域の骨格を形成し、川崎市を特徴づける重要な自然的環境資源となっています。
- ・北西部に位置する多摩丘陵には、丘陵地や台地の畑、果樹園、谷戸の樹林地など、まとまりのある緑が存在しています。
- ・沖積低地と丘陵地及び台地との間に位置する多摩川崖線には、崖線上に樹林地が残っており、沖積低地からは斜面の樹林地が帯状に連なる景観を市街地の後背に望むことができます。
- ・多摩川に沿って広がる沖積低地には、江戸時代に完成した農業用の二ヶ領用水をもとに水田地帯が形成された経緯から、農地の分布が多く見られます。
- ・臨海部は、大正期の埋め立て事業により形成された場所で、海や運河の広大な景観を望むことができ、事業所の緑化や港湾緑地をはじめとした緑の創出が行われています。
- ・緑の概況としては、市域の大半が市街化区域であることなどにより、市域における土地需要が旺盛であること、また樹林地を所有する地権者の相続問題等に伴う土地利用の転換や需要等が依然として高いことから、樹林地や農地の減少傾向が見られます。

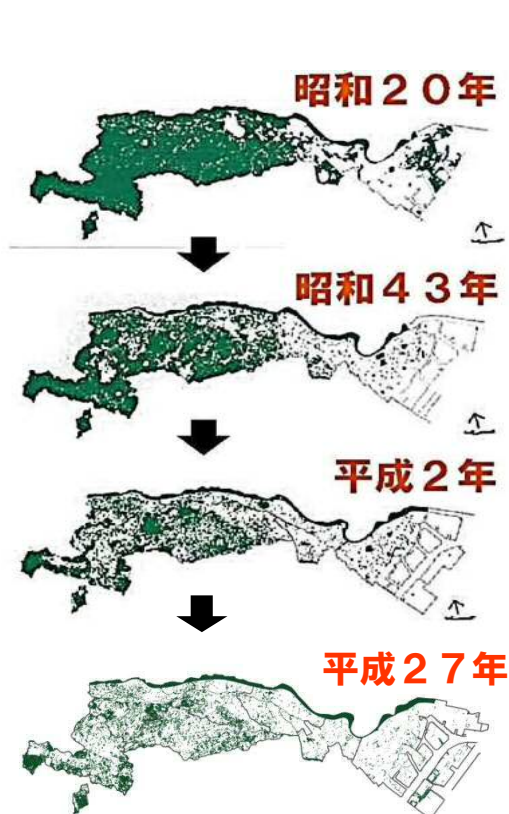


図 緑の分布の推移

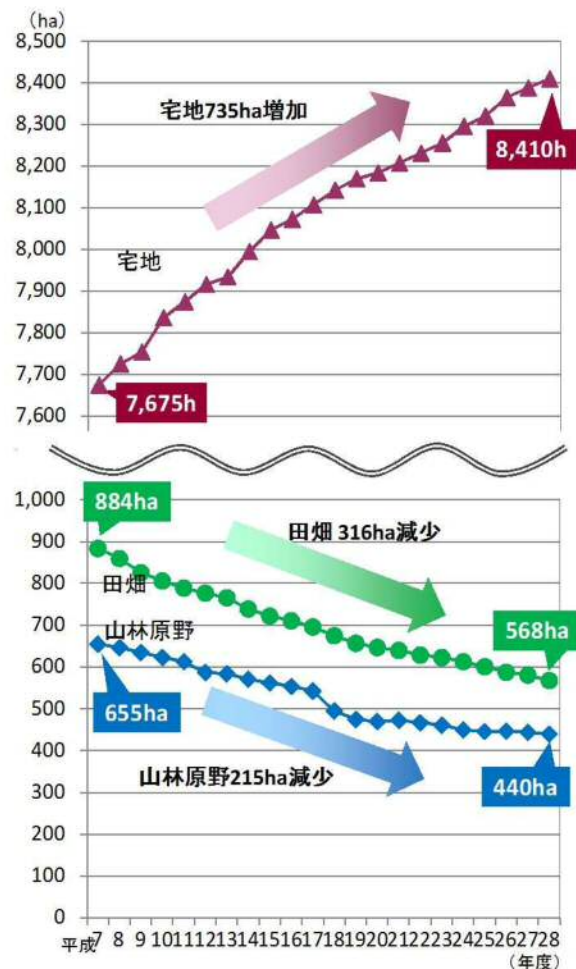


図 山林原野、田畑、宅地面積の推移  
(出典：固定資産概要調書)

※上図の面積は、固定資産概要調書における地目を根拠としていますが、樹林地については雑種地等に分類されているものも多くあることから、上図で示す山林原野の面積は、樹林地の正確な面積を表すものではありません。

## 2 自然的環境の分布（緑の現況）

- ・「自然的環境の分布」で示す自然的環境要素は、一定規模以上の樹木の集団、農地、河川等、運河とします。
- ・樹木の集団の規模は、300㎡以上とし、緑化によって創出された緑地をはじめ、公園緑地の樹林地や多摩川右岸の崖線、麻生区の黒川、早野、岡上などにみられる樹林地までを含み空中写真により把握します。樹木の集団は、川崎区、幸区、中原区では点在して分布しており、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の市の北西部の多摩丘陵の一角をなす地域には比較的まとまりのある樹林地が多く分布しています。
- ・農地は、固定資産概要調書等により、量と分布状況を把握します。幸区の鹿島田、小倉を境として市の南東部には殆ど農地がありませんが、北西部の高津区、宮前区、多摩区、麻生区には比較的多くの農地が分布しています。また、黒川、早野、岡上地区の農業振興地域にはまとまった農地の分布がみられます。
- ・河川等は、多摩川をはじめとした河川や水路等が市域全体に分布しており、空中写真により把握します。川崎区に多摩川以外の河川はありませんが、川崎市を特徴づける景観資源や水生生物の生息・生育の場、都市気象の改善に向けた機能が期待される「運河」が分布し、市域の8.5%と広大な面積を有しています。

表 自然的環境の分布※

自然的環境		備考
樹木の集団	約 1,002ha	300㎡以上のまとまりのある樹林地（緑地を含む）の面積を空中写真で把握
農地	約 580ha	固定資産概要調書より把握
河川等	約 755ha	河川、ため池等の面積を空中写真で把握
運河	約 1,222ha	運河の面積を空中写真で把握



図 自然的環境の分布

※自然的環境の面積は、平成28（2016）年1月1日の調査によるものです（農地は平成27（2015）年時点）。空中写真により判読した面積は、各制度や法令に基づき集計された数値とは異なります。



### 3 平成20年3月策定版 緑の基本計画の検証

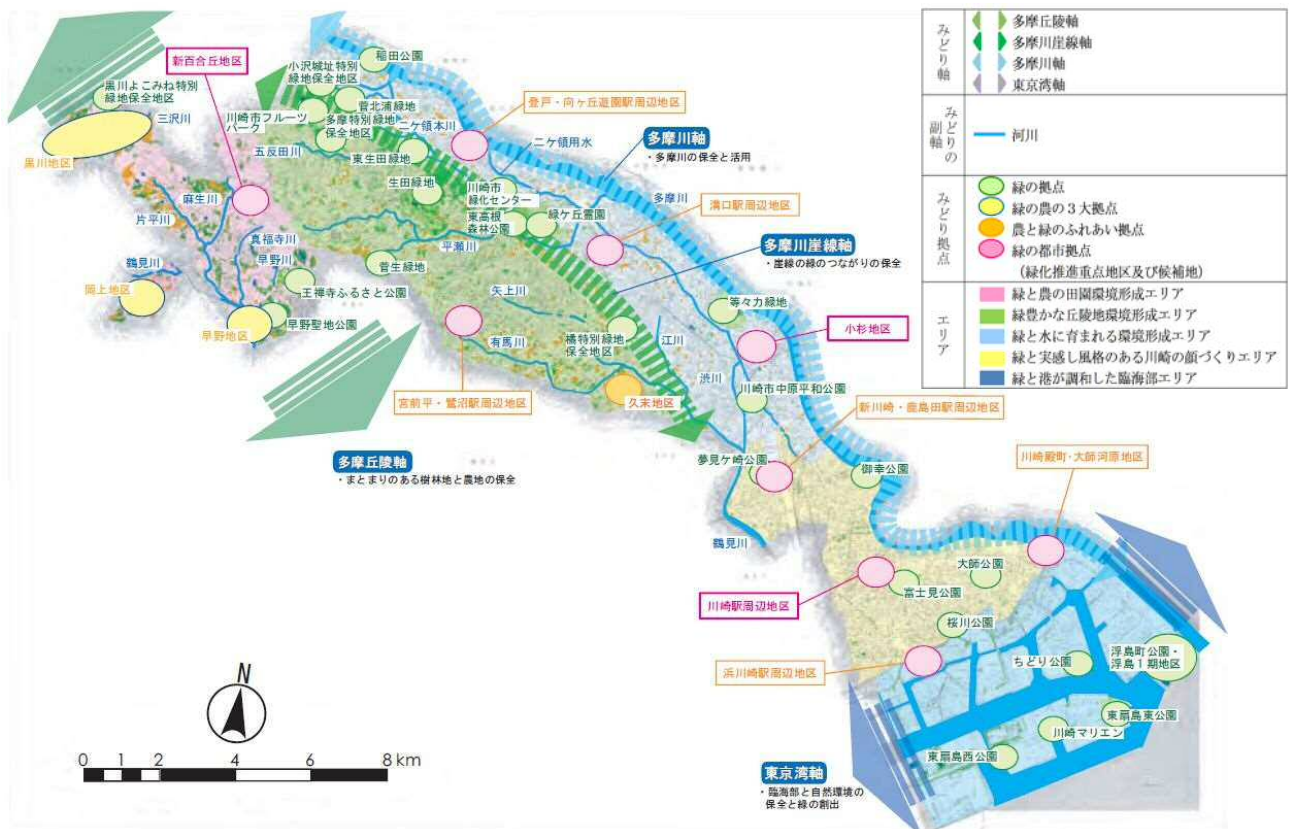
平成6（1994）年の都市緑地保全法（現「都市緑地法」）の改正により、市町村による「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」の制度が創設されたことを受け、川崎市では、平成7（1995）年10月に「緑の基本計画『かわさき緑の30プラン』」を策定しました。

その後、来るべき少子高齢社会に向け、市民や民間企業との協働、連携により、誰もが緑を実感できる生活空間の実現を目指して、平成20（2008）年3月に「川崎市緑の基本計画」を策定し、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」を基本理念として、5つの基本方針に沿ってさまざまな主体との協働により、緑の保全、創出、育成を進めてきました。

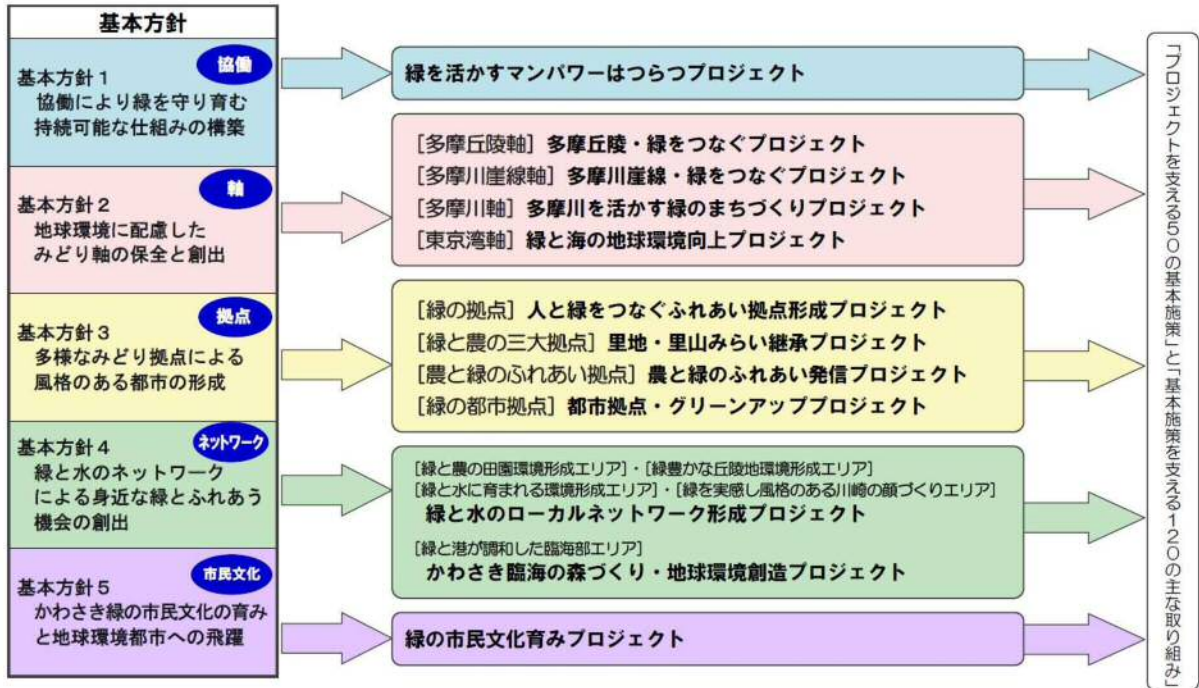
#### ■ 基本理念

多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ

#### ■ 緑の将来像



## ■ 施策体系



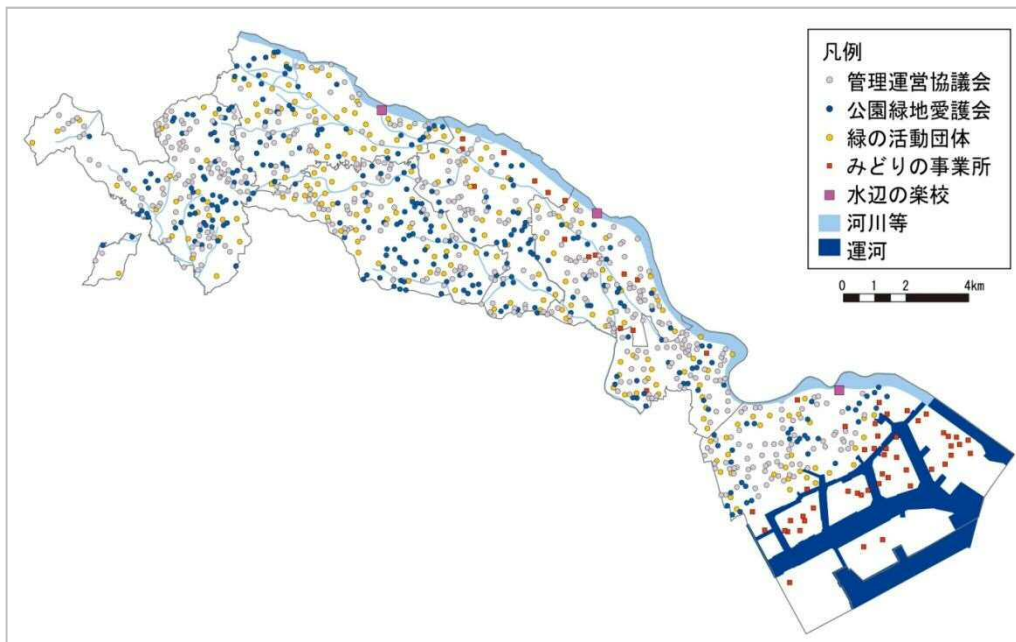
## (1) 施策の主な成果と課題

### ①協働により緑を守り育む持続可能な仕組みの構築に基づく施策

#### ■主な成果

##### <樹林地等の管理運営に関する活動が市内全域へと拡大>

- 多様なステークホルダーとの協働の取組を推進してきたことにより、市民、民間企業と協働する樹林地等の保安全管理、緑化、公園等の管理運営に関する活動が市内全域に広がっています。
- 管理運営協議会、公園緑地愛護会、街路樹等愛護会、緑の活動団体、市民健康の森、保全緑地育成市民グループ、みどりの事業所推進協議会等の協働のプログラムに加え、区ごとの地域特性に応じた樹林地等の保全、緑化、水辺の保全や環境学習などの多様な取組が展開されています。



	名称	平成 18 年度	平成 28 年度
市民	管理運営協議会	210 公園	541 公園
	公園緑地愛護会	535 公園	340 公園
	街路樹等愛護会	1,124 ブロック	1,186 ブロック
	緑の活動団体	207 団体	254 団体
	市民健康の森	7 団体	7 団体
	保全緑地育成市民グループ	11 団体	28 団体
	河川愛護ボランティア	—	8 団体
企業	事業所緑化協定	74 事業所	67 事業所
	かわさき里山コラボ	—	4 地区(6 団体)
学校	大学連携	—	3 大学

図 活動団体の分布と活動団体数



(参考) 各区における緑の協働の取組事例

川崎区



公園の管理運営  
(中島公園)



区の花・区の木推進事業  
(富士見公園)



川崎区エコプロジェクト事業  
(東田公園)



川崎区エコプロジェクト事業  
(川崎区役所大師支所)

幸区



地域の緑化  
(大師堀花壇)



小学校等と連携した花壇作り  
(夢見ヶ崎公園)



梅香事業による植樹  
(御幸公園)



事業所緑化  
(川崎駅周辺緑化推進重点地区)

中原区



地域の緑化  
(中丸子南緑道)



河川愛護ボランティア  
(二ヶ領用水)



公園の管理運営  
(下沼部公園)



花壇づくり  
(上小田中第4公園)

高津区



地域の緑化  
(キラリデッキ花壇)



河川愛護ボランティア  
(久地円筒分水)



農体験イベント  
(高津区末長)



地域の緑化  
(東高津中学校)

宮前区



公園の管理運営  
(有馬らいらっく公園)



花壇の花植え  
(東名川崎 IC 前)



農家巡りウォーキング  
(区内農家)



田植え風景  
(とんもり谷戸)

多摩区



地域の緑化  
(ばら苑アクセスロード)



緑のカーテンづくり  
(多摩区役所)



エコフェスタ 明治大学  
(多摩区役所)



河川愛護ボランティア  
(二ヶ領用水)

麻生区



花壇の花植え  
(スポーツ健康ロード)



緑地の市民管理  
(市民健康の森)



公園の管理運営  
(虹ヶ丘公園)

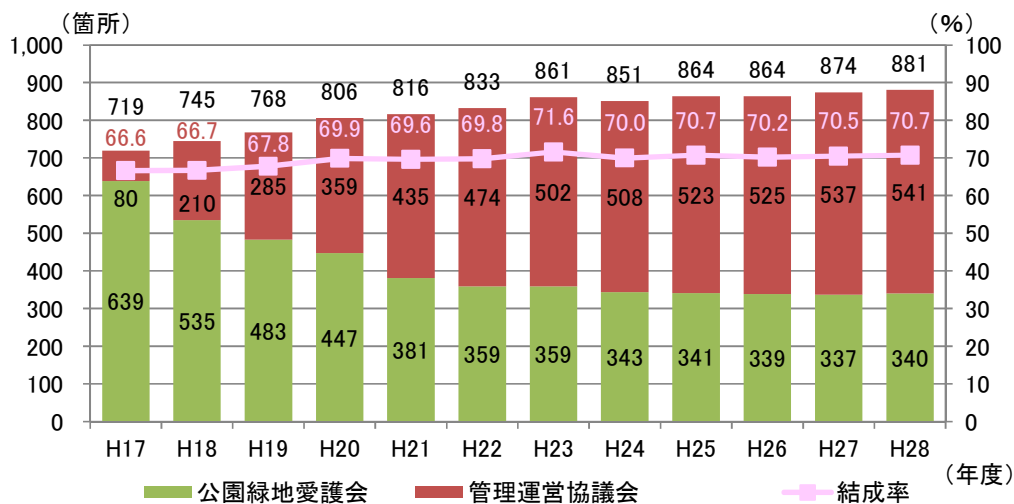


桐光学園ボランティア活動  
(栗木緑地)



## <全公園の約70%以上で管理運営協議会・公園緑地愛護会が活動>

- 公園等の管理においては、活動団体の設立に加え、除草・清掃等の日常的な維持管理活動を主とする公園緑地愛護会から、公園等の運営を担う管理運営協議会への移行を進めてきました。
- 平成28（2016）年度末時点で、公園緑地愛護会は340公園、管理運営協議会は541公園、総数にして881公園（全公園の70.7%）で設立されています。平成18（2006）年度と比較して、管理運営協議会が設立された公園は331公園増加、公園緑地愛護会も含めた総数は136公園増加しています。
- 公開性の高い場所で緑化活動（植樹、花壇作りやプランターの設置等）や樹林地等の保全活動（下草刈り等）に取り組む緑の活動団体は、平成18（2006）年度に207団体であったものが、平成28（2016）年度には254団体に増加しています。



※結成率は全公園に対する割合

図 管理に市民が参加する公園緑地

## <多様なステークホルダーによる活動が進展>

- 街路樹等愛護会や河川愛護ボランティアの活動、市と緑化協定を結んだ「みどりの事業所」による事業所敷地の緑化活動、水辺をフィールドに子どもたちが川に親しむ自然体験活動を推進する3つの水辺の楽校（「かわさき水辺の楽校」、「とどろき水辺の楽校」、「だいし水辺の楽校」）の活動なども活発に行われてきました。
- 緑化活動の経験者の割合は、平成17（2005）年度には4.5%でしたが、平成24（2012）年度には14.3%に増加しています。
- 多様なステークホルダーに支えられた里山の保全の推進を目指すため、民間企業・教育機関等の参加により里山の保全管理活動を行う「かわさき里山コラボ事業」が始まり、平成28（2016）年度末現在、4地区で6団体が活動を行っています。
- 自然環境の保全・育成や生物多様性についての研究に取り組んでいる玉川大学、明治大学、東京農業大学と協力し、保全された樹林地等の多様な自然環境の維持・再生について研究を進める「大学連携」を進めています。



栗木山王山特別緑地保全地区の  
かわさき里山コラボの活動



大学連携による環境学習

図 新たなステークホルダーとの協働例

表 かわさき里山コラボ参加企業・教育機関等

活動地区	企業・教育機関等	経過
栗木山王山 特別緑地保全地区	富士通株式会社川崎工場	平成 23 年度 保安全管理計画策定 平成 24 年度 覚書締結 平成 25 年度 協定締結
久末東 特別緑地保全地区	NEC プラットフォームズ株式会社 久末ふれあいの森を育てる会	平成 24 年度 保安全管理計画策定 平成 25 年度 覚書締結 平成 26 年度 協定締結
岡上丸山 特別緑地保全地区	岡上小学校 和光大学 地域・流域共生フォーラム	平成 24 年度 保安全管理計画策定 平成 26 年度 協定締結
王禅寺東 特別緑地保全地区	川崎信用金庫	平成 25 年度 保安全管理計画策定 平成 25 年度 協定締結

## ■課題

多様なステークホルダーによる活動が増加する一方で、参加者の高齢化、後継者不足などもあり、今後の課題は以下の内容が挙げられます。

- ①活動内容の工夫等によるファミリー層をはじめとする若い世代の参加や、活動参加者のスキルアップなどの育成が必要
- ②新たな担い手となるステークホルダーの発掘や活動を促す取組が必要
- ③市民や民間企業等の取組の振り返りや、PR・評価の仕組みづくりが必要

## ②地球環境に配慮したみどり軸の保全と創出に基づく施策

### ■主な成果

#### <川崎方式により、平成18年度以降に保全した樹林地等の面積は58.5ha増加>

- 川崎市では、多摩丘陵軸、多摩川崖線軸に残る貴重な樹林地等を保全するため、緑地総合評価、カルテによる3段階のランクに基づき、土地所有者の理解と協力を得ながら、下図に示す樹林地の保全施策を段階的に講じる取組を展開してきました。
- 取組の成果として、平成28（2016）年度末現在、特別緑地保全地区の指定で128.2ha、緑の保全地域の指定で31.2ha、緑地保全協定の締結で71.1haなど、保全施策全体で計240.2haの樹林地等を保全しています。このうち、平成18（2006）年度から平成28（2016）年度にかけて保全した樹林地等の面積は58.5haです。
- 担保性の高い特別緑地保全地区については、緑地保全協定からの移行も含め、平成18（2006）年度以降指定面積は約1.8倍に増加しています。
- 平成26（2014）年度には、これまでの実績を踏まえた上で、緑地総合評価の見直しを実施し、市内を流れる河川流域に広がる、市民の生活圏に残された身近な樹林地等の保全の強化を図ったところです。
- 保全した樹林地等を適正に管理していくため、公有地化した樹林地等における斜面の状況を把握するとともに、安全対策が必要な箇所については、優先順位をつけ、順次整備を進めてきました。

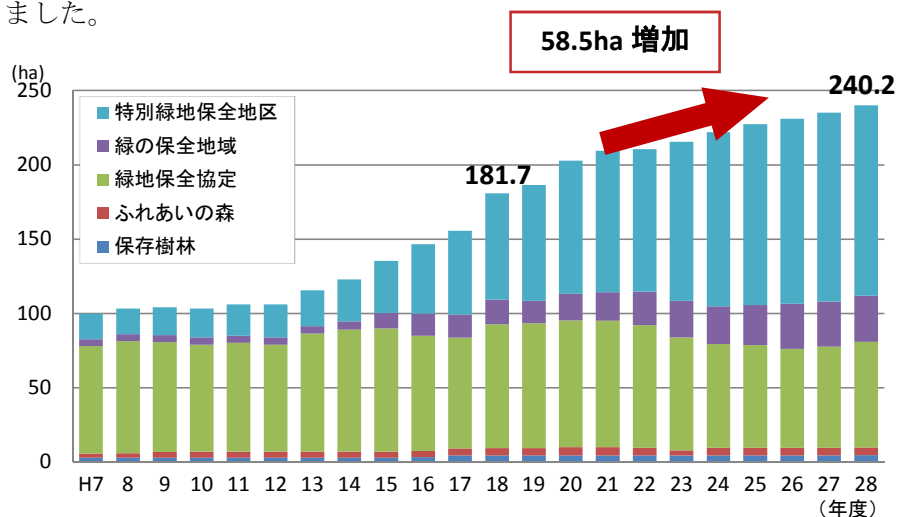


図 保全した樹林地等の面積の推移



黒川宮添地区特別緑地保全地区



岡上丸山特別緑地保全地区



汁守神社緑の保全地域

図 保全した樹林地等の例



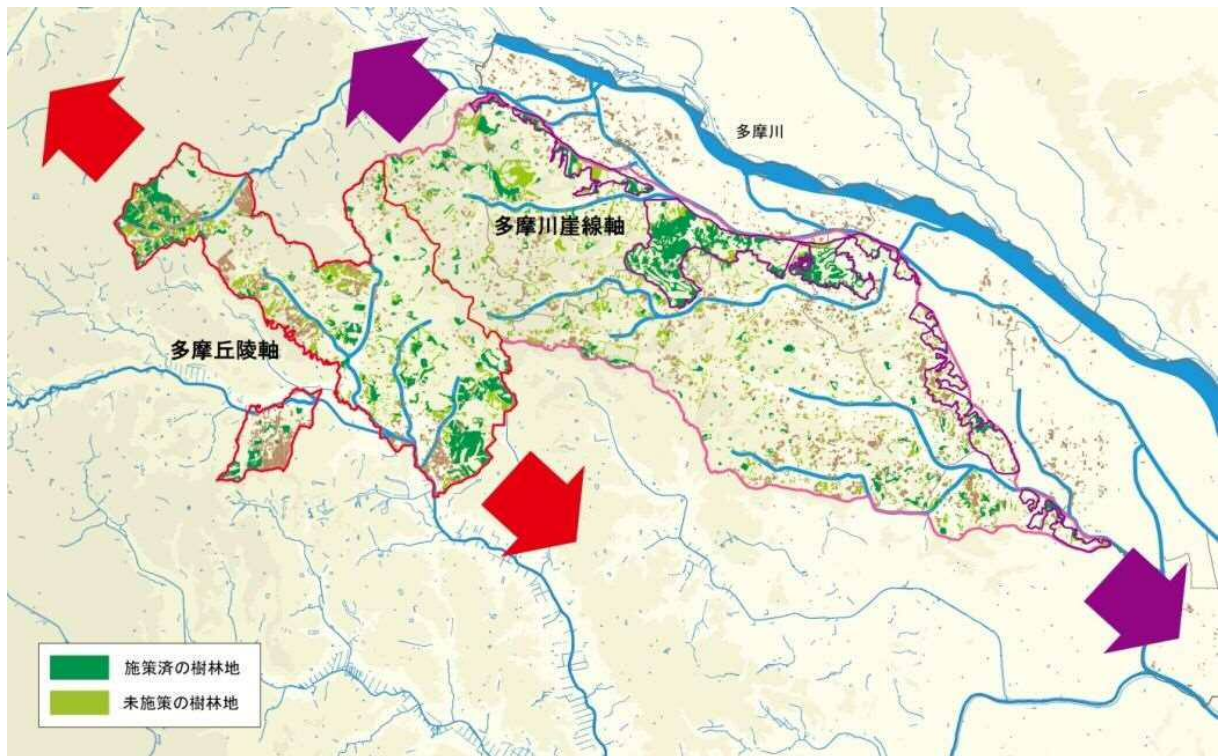


図 施策済の樹林地の分布



図 保全した樹林地の安全対策の例  
(最小限の伐採で斜面安定を図るノンフレーム工法)

### <「川崎市多摩川プラン」の推進、および「川崎市新多摩川プラン」の策定>

- 多摩川軸においては、「川崎市多摩川プラン」に基づき、市民協働によるNPOや企業等と連携した水辺の楽校を開催しており、子どもたちの環境学習を推進するため、3校目の水辺の楽校を開校しました。
- 多摩川の自然環境と市民の暮らしをより身近なものにするために、殿町地区において、市民団体と協働して桜の植栽を行いました。
- 大師河原地区の桜並木においては、地元町会の要望により国と協議し、桜の保全への取組を行いました。さらに、多摩川緑地の維持管理水準や設備等の利用環境の向上を図るとともに、等々力・丸子橋地区周辺エリアを中心に運動施設の再整備を進めてきました。
- 平成28（2016）年3月には、「川崎市新多摩川プラン」を策定し、「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かしたにぎわいの場（憩い・遊び・学ぶ）の創出を目指し、取組を推進しています。

## ＜臨海部における緑化や景観整備を推進＞

- 東京湾軸（臨海部）においては、緑と港が調和した臨海エリアの形成を目指し、平成22（2010）年10月、市民、事業所、行政の3者により『かわさき臨海のもりづくり共同アピール宣言』を行いました。
- 平成24（2012）年6月には「『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画」を策定し、殿町第2公園の拡張再整備、下河原公園の再整備、小島新田公園の景観整備、殿町夜光線周辺の景観整備等を実施しました。
- 事業所緑化協定により事業所敷地の10%の緑化目標を掲げ、約130haの緑化面積を確保しています。
- 川崎港港湾緑地の目指すべき姿である、「みなと」で働く人、訪れる人みなが川崎の自然を感じ、魅力的なロケーションを楽しむことができる空間の配置の実現に向けて、平成28（2016）年9月に「川崎港緑化基本計画」を策定しました。

## ■課題

川崎市において保全対象としている1,000㎡以上のまとまりのある樹林地等が、平成18（2006）年度には推計で約662ha存在しましたが、平成28（2016）年度には推計で約620haとなり、約42haの樹林地等が減少しました。また、公園内に存在する樹林地等を含めると、これまでに約391haの樹林地等を保全していますが、残り約229ha（樹林地等全体の約4割）については、保全施策が未実施の状態となっており、今後の課題は以下の内容が挙げられます。

- ①特別緑地保全地区と緑の保全地域の指定面積については増加している一方で、緑地保全協定地については減少しており、良好な自然環境を確保するためにも、引き続き樹林地等の所有者への理解を深め、各制度等を活用した樹林地等の保全や、多様な主体との協働による樹林地等の適切な維持管理を進めていくことが必要
- ②多摩丘陵軸、多摩川崖線軸は、広域的なつながりや景観に配慮した樹林地等の保全、見直した緑地総合評価に基づく、里山を構成する樹林地、市街地に残る身近で小規模な樹林地（社寺等）、水辺地と一体となった樹林地（河川・谷戸・湧水地）の保全が必要
- ③多摩川軸は、多摩川の歴史・文化について次世代へ伝承していくため、多摩川の歴史・文化に関わる渡しの復活などのイベントを継続的に進め、歴史・文化を継承する人材の育成や、子どもから大人までが歴史・文化を知ることのできる機会の創出を図ることが必要
- ④東京湾軸は、臨海部における拠点形成が進展しており、これらの動きや事業所と連携した効果的な緑化を推進するとともに、関連計画や関連団体との連携、川崎市総合計画と連動しながら事業を進めていくことが必要

### ③多様なみどり拠点による風格ある都市の形成に基づく施策

#### ■主な成果

##### ＜大規模公園緑地の再編整備、拡張を推進＞

- 緑の拠点となる総合公園、地区公園等の大規模な公園緑地の再編整備、拡張が進みました。
- 富士見公園では、「富士見周辺地区整備実施計画」に基づき、都心における総合公園にふさわしい公園の再生とスポーツ文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を目指していくため、施設の再編整備を進めてきました。
- 等々力緑地では、平成22（2010）年度に「等々力緑地再編整備実施計画」を策定し、緑地内の緑と水、安全・安心の場づくりに向けて各施設・動線の再編整備等の取組を進めています。
- 菅生緑地では、西地区園路・親水広場整備、トイレ整備、用地取得を進めました。
- 市営霊園については、緑ヶ丘霊園における墓所供給及び園内整備、無縁合葬墓の整備、早野聖地公園における新規墓所の整備を進めたほか、「川崎市における市営霊園の今後のあり方」が環境審議会に諮問され、平成26（2014）年12月に当審議会から答申し、公平で安定した墓所の供給、社会状況の変化への対応、慰霊形態等に配慮した墓所の効率的な使用、公共と宗教法人等が双方の利点を活かした墓所等の需要への対応、公園緑地としての機能の充実、日常における市民利用の場としての充実を今後の取組の柱として示しました。
- 港湾緑地の整備も進んでいます。平成20（2008）年に東扇島東公園が人工海浜を有した公園として整備され、各種イベントが開催されるとともに、潮干狩りの場として市民に親しまれています。
- 東扇島中公園では隣接する川崎マリエンと一体的に、レクリエーションの場として市民に親しまれているだけでなく、みなと祭り等のイベントの開催もあり、臨海部における緑の拠点の活用が進んでいます。
- 大規模な公園緑地の整備により、平成18（2006）年度に343haであった緑の拠点である公園面積は、平成27（2015）年度末には375haに拡大しました。



富士見公園



等々力緑地



菅生緑地



早野聖地公園



東扇島東公園

図 再編整備・拡張等を進めた主な緑の拠点



### <生田緑地マネジメント会議など、公園の管理運営における市民参加や民間連携を促進>

- 大規模公園緑地では管理運営における市民参加、民間企業との連携も進んでいます。生田緑地では、「生田緑地ビジョン」に基づき、平成25（2013）年度より、緑地と緑地内に立地する美術館、博物館等を横断的に管理する指定管理者制度を導入するとともに、多様な主体による協働のプラットフォームとなる「生田緑地マネジメント会議」を設立し、生田緑地にかかわる多様な主体が相互に連携・調整しながら、生田緑地の魅力向上に向け、連携事業の企画、運営、調整などを推進しています。
- 生田緑地マネジメント会議においては、奥の池のかいぼりに伴う在来生物の保護活動、生田緑地ばら苑への案内、ぐるっとガイドツアーなど、緑地内の自然環境保全から、地域と連携した緑地の利用活性化、地域の活性化につながる取組まで、多岐にわたる活動を展開しています。
- 富士見公園において、平成27（2015）年度より公園の南側の区域に指定管理者制度を導入するとともに、川崎市初となるネーミングライツを川崎市富士見球技場に導入しました。
- 宿河原公園（川崎市緑化センター）における指定管理者制度の導入、大師公園における指定管理者及び公園ベンチ寄附募集制度の導入など、民間企業との連携が拡大してきました。



奥の池のかいぼりに伴う  
在来生物の保護活動

生田緑地ばら苑への案内

ぐるっとガイドツアー

図 生田緑地マネジメント会議の活動

- 都市拠点については、緑化推進重点地区が3地区（平成18（2006）年度）から8地区（平成27（2015）年度末）に拡大し、地区ごとに市民・民間企業・行政委員の参加によるワークショップを通じて緑化計画を定め、公園や街路樹の整備等の公共事業による緑化だけでなく、民有地の緑化なども含め、パートナーシップによる緑化と管理運営が進んでいます。

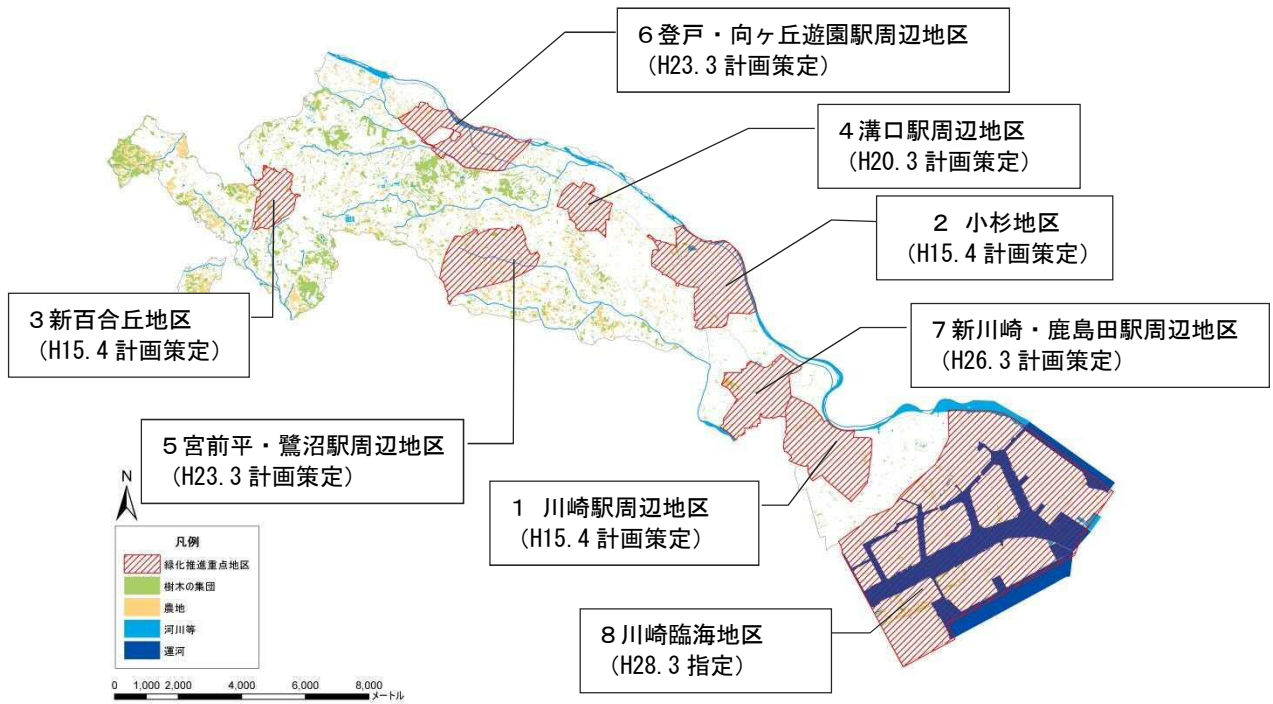


図 緑化推進重点地区の指定区域

### <里地・里山の保全に向けた協働による取組が拡大>

- 緑と農の3大拠点である黒川、早野、岡上地区の「農ある風景」では、農業施策と連携しながら里地・里山の保全に向けた特別緑地保全地区の指定を拡大しました。
- 黒川海道特別緑地保全地区における保全管理計画策定と市民協働による樹林地等の管理を実施しています。
- 黒川地区においては、「明治大学・川崎市黒川地域連携協議会」が平成21（2009）年に設置され、区民や大学、農業従事者、行政が連携し、アスパラガスの新栽培法の普及、里山アート制作・展示、竹あんどん作り等、恵まれた農業資源や環境資源を活かしたまちづくりを進めています。
- 早野地区においては、「早野地区活性化懇談会」が平成26（2014）年に設置され、区民や学校、農業従事者、福祉団体、行政が連携し、地域資源を活かした取組を進めています。



黒川地区



早野地区



岡上地区

図 緑と農の3大拠点



## ■課題

これまでの拠点整備や拠点における良好な景観の保全・創出の実績を踏まえながら、今後のみどり拠点に求められる課題は以下の内容が挙げられます。

- ①緑の拠点については、大規模公園緑地の整備推進や再整備による機能強化及びさまざまな主体によるパークマネジメントの推進による効果的な管理運営及び魅力の向上、長期未整備公園の完成に向けた取組が求められているほか、整備から年数を経た公園を中心に、施設の老朽化への対策などの安全確保が必要
- ②緑化推進重点地区については、持続的な緑化の推進の取組(市民・民間企業・行政との連携)が必要であり、効果的に緑化を進めていくために、既存計画の改定(見直し)を行うとともに、引き続き公共緑化による景観形成、市街地における民有地の緑化助成・支援制度(屋上緑化・壁面緑化など)のPR等に取り組んでいくことが必要
- ③農地については、農業者の高齢化・後継者不足、相続等の問題による減少が続いており、農業施策と連携しながら保全に努めることが必要
- ④地元農業者と連携して、緑と人の暮らしとの関わりの中で育まれてきた生物多様性の保全や歴史・文化の伝承に取り組んでいくことが必要
- ⑤農と緑のふれあい拠点である久末地区において、市民と農とのふれあいの機会を創出し、農業への理解を高めることが必要

## ④緑と水のネットワークによる身近な緑とふれあう機会の創出に基づく施策

### ■主な成果

#### <地域緑化推進地区の認定を推進>

- 地域緑化の促進、地域に残された身近な緑の保全、農地保全等により、みどり軸、みどり拠点を結ぶ緑と水のローカルネットワークを形成するとともに、身近な公園の確保と維持管理等を通じた快適な生活空間の実現を進めてきました。
- みどり軸、みどり拠点を結ぶ、緑と水のローカルネットワーク形成の取組については、地域緑化推進地区の認定を推進しました。地域緑化推進地区は、平成18（2006）年度の1地区から、平成28（2016）年度までに22地区に拡大し、河川や街路樹とともに、市内の緑と水のネットワークの形成の一翼を担っています。

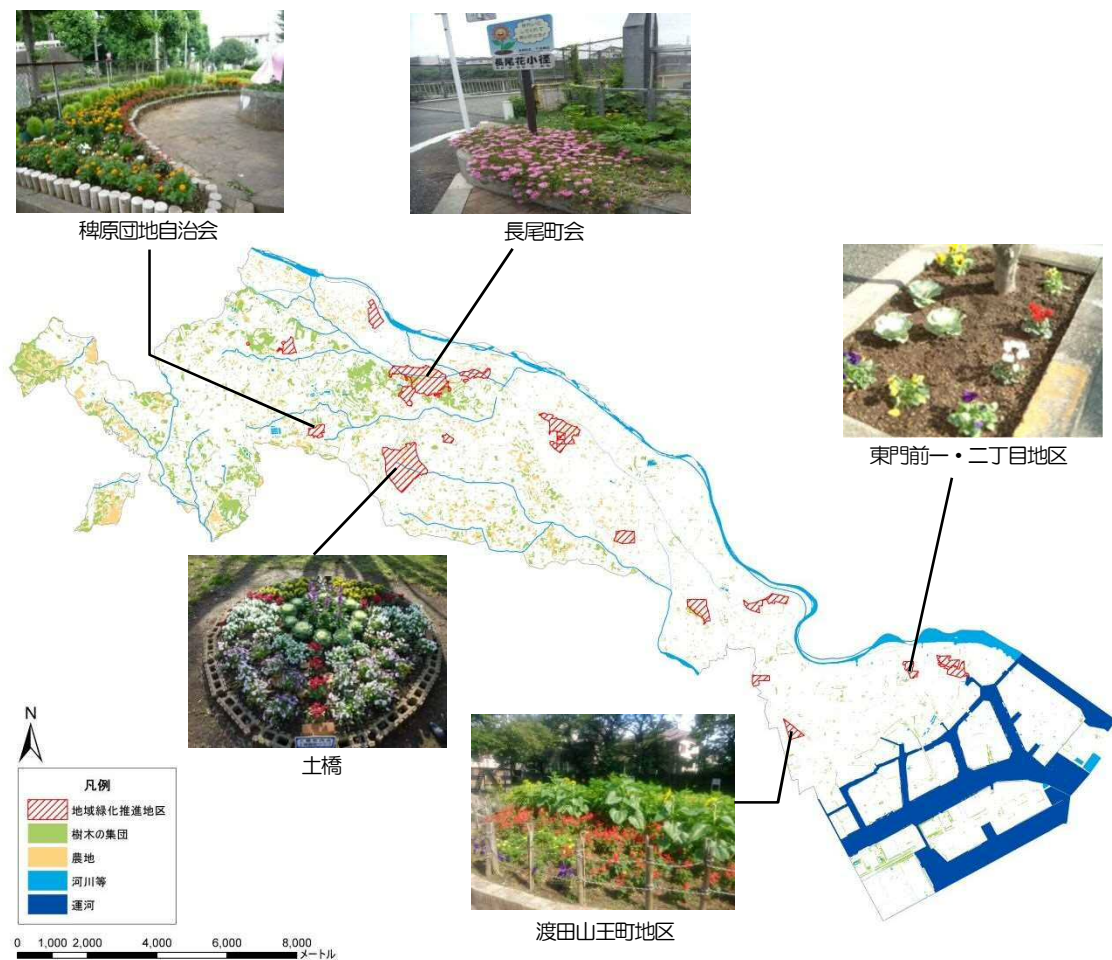


図 地域緑化推進地区の分布

### <河川環境整備や街路樹整備を推進>

- ネットワークとして重要な役割を果たす河川（平瀬川支川、渋川等）においては、環境整備を行い、うるおいのある水辺環境の創造と自然環境に配慮した川づくりを進めてきました。
- 街路樹やグリーンベルトについては、新設街路等における拡充を図り、平成28（2016）年度末時点で街路樹の植栽延長は約229.4km（平成18（2006）年度に対し約8km増加）、グリーンベルトの植栽面積は約16万㎡（同約6,200㎡増加）に達しています。

### <事業所や共同住宅等の緑化の促進>

- 民有地の緑化については、緑の条例に基づく「緑化協議」による緑化面積が平成28（2016）年度末には約443haに達し、さらに、臨海部の事業所緑化面積は平成28（2016）年度末には約130haに達しています。また、川崎駅周辺や小杉地区などの都心部においては、質の高い緑とオープンスペースの形成が進みました。

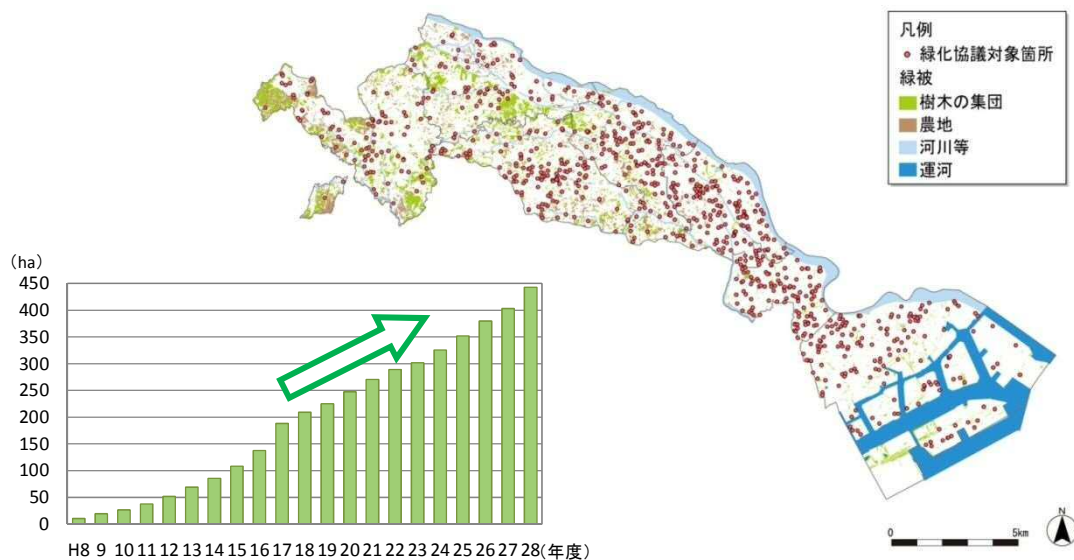


図 緑化協議の実績

### <地域に残された緑の保全を推進>

- 地域に残された身近な緑の保全については、保存樹木、まちなみ樹、保存樹林、保存生垣を指定し、所有者と協力して保全を図ってきました。
- 保存樹林については指定面積が約1,200㎡増加しました。保存樹木、まちなみ樹、保存生垣については、指定本数・箇所数が減少する中で、指定の普及啓発に努めました。

表 保存樹林の協定状況

	平成18年度末	平成28年度末
保存樹林	45,071㎡・34箇所	46,279㎡・35箇所

### <農地の保全と市民の農への理解を深める取組を推進>

- 川崎市は、平成28（2016）年度時点で農地面積559.2haのうち、市街化区域内農地が384.3ha（68.7%）と非常に高い割合を占めています。
- 市街化区域内農地は、農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、緑・農とのふれあいや体験の場の提供など、多面的な機能を果たしています。
- 市街化区域内の農地については、市街化区域内農地が徐々に減少する中、生産緑地地区の指定により保全を進めてきました。平成28（2016）年度時点で、生産緑地地区の箇所数、面積は、1,783箇所、279.0haであり、市街化区域内農地の約70%が生産緑地地区に指定されています。
- 市民農園や体験型農園の支援等を通じて、市民と農とのふれあいの場の形成を進めるとともに、農業や農産物に対する理解を深める取組を進めてきました。
- 市街化調整区域内の農地面積は174.9haであり、農地法に基づき農地以外への転用に許可を要することなどから、一定の保全が図られています。
- 市内の農地面積は減少しているものの、近年は鈍化傾向にあり、平成20（2008）年にJ Aセレサ川崎が麻生区黒川に開設した大型農産物直売所「セレサモス」の影響等により、地域農業者の営農意欲が向上し、農業振興地域等では遊休農地が減少しています。

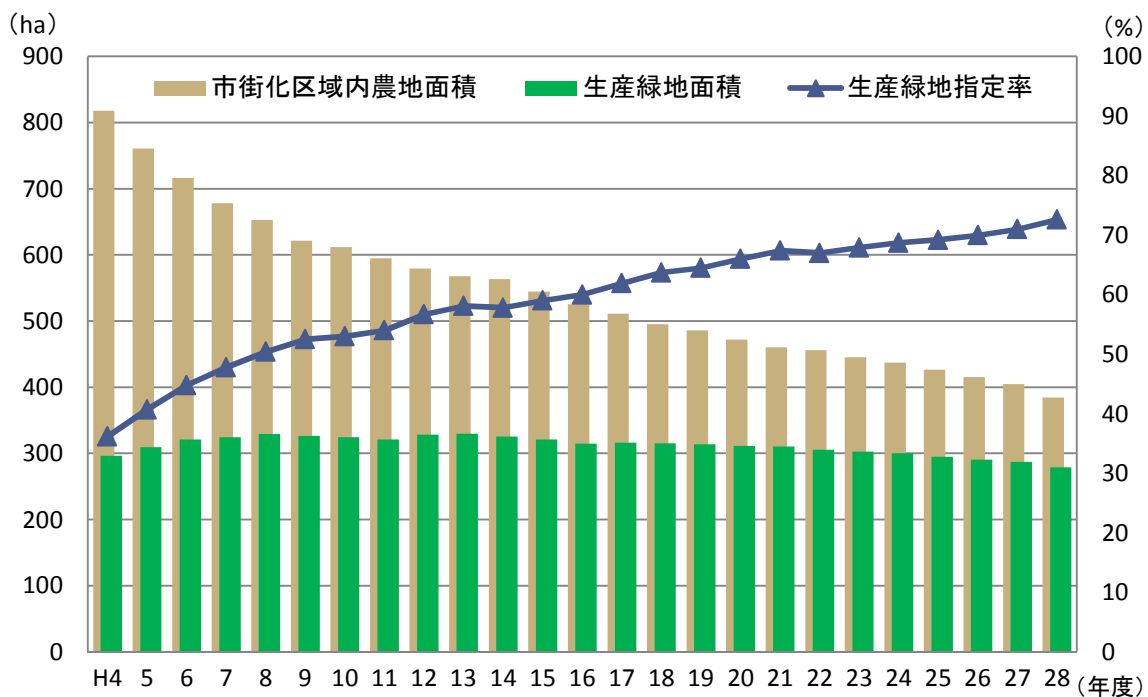


図 生産緑地面積等の推移

## ＜公園のストックは777haに増加＞

●公園（港湾緑地を含む）については、整備と維持管理を進めてきました。公園の整備状況は、平成28（2016）年度末現在、1,257箇所、約777haです。

●平成18（2006）年度と比較し131箇所、約106ha増加しています。また、少子高齢化の進行などを背景とした公園へのニーズの変化や施設の老朽化に対応し、地域のニーズに合った公園づくりを進めるため、市民参加による改修計画の検討などの取組も進めてきました。

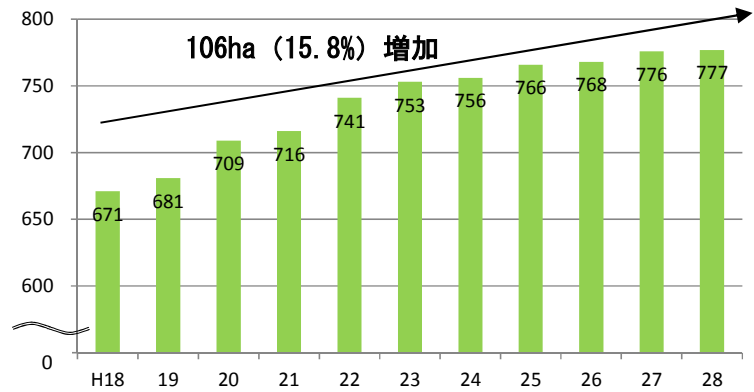


図 公園面積の推移

## ■課題

これまでの水辺空間や公園、街路樹緑化等の創出や連携を踏まえ、今後の緑と水のネットワークに向けた今後の課題は以下の内容が挙げられます。

- ①地域緑化推進地区の認定、河川環境整備、街路緑化等を通じて、緑と水のネットワーク形成は進んでいるものの、市民意識では生活空間に身近な緑を求める傾向が強まっており、地域緑化に関する助成制度や身近な緑の保全制度の普及により、街中の緑の保全と創出や河川流域周辺の緑化を進め、緑と水のネットワークをさらに拡充していくことが必要
- ②グローバルな都市間競争が激化する中で、公園の魅力や環境機能への期待が増大しており、地域ごとの特性、社会情勢の変化を考慮した身近な公園、街路樹、河川等の協働による維持管理の充実・魅力の向上や、生物多様性保全・地球温暖化対策の推進等、市民、民間企業等とのパートナーシップのもと、緑の機能と質をさらに高めていくことが必要
- ③身近な公園の未設置地区（充足率75% 平成27(2015)年度末時点）における整備を進めるとともに、画一的な公園運営、公園内行為の規制増加などから魅力が減退している公園の利用を活性化していくことも必要
- ④減少傾向が続く市街化区域内農地について、生産緑地地区の指定等により保全に努めるとともに、農に関する多様な主体の連携により、農業者が営農を継続できるような支援を進めることが必要
- ⑤農に親しみたい市民のニーズに応えた活用を進め、農地の保全に対する市民の理解の醸成をさらに進めていくことが必要



## ⑤かわさき緑の市民文化の育みと地球環境都市への飛躍に基づく施策

### ■主な成果

#### ＜多種多様な市民文化の育みに関する取組を推進＞

- 緑の保全や緑化推進に関わるグループの交流を深めるため、「花と緑の交流会」や「緑の活動団体交流サロン」を開催してきました。
- 市制100周年を迎える平成36（2024）年までに、市民・民間企業・行政の協働により市域に100万本の植樹を目指す「市民100万本植樹運動」を中心に、緑の市民文化を育み、市民と緑とのふれあいを推進するとともに、夢見ヶ崎動物公園の餌やり体験やふれあい動物園における乳搾り体験等を通じて、生き物とふれあう体験型学習を推進しました。
- 緑の人材バンク等によるボランティア人材の発掘、「花と緑のまちづくり講座」による地域の緑化活動のリーダー育成などにより、緑に関する人材の発掘・育成を推進しています。

#### 【緑に関する人材の発掘・育成の主な取組】

- ・わがまち花と緑のコンクール
- ・かわさきガーデナーの会（～H22年度）
- ・里山ボランティア育成講座
- ・花フェスタ
- ・花と緑の交流会
- ・緑の活動団体交流サロン
- ・かわさきガーデナ認定事業（～H22年度）
- ・花と緑のまちづくり講座
- ・花壇ボランティア実践講座
- ・緑の活動団体登録
- ・鉢植え講習会
- ・緑の人材バンク



花と緑の交流会



緑の活動団体交流サロン



植樹祭（市民100万本植樹運動）



花と緑のまちづくり講座

図 市民文化の育みに関する取組実績例

## ■課題

---

多種多様な取組が推進されている一方で、市民文化の醸成に向けた今後の課題は以下の内容が挙げられます。

- ①多様な地域における、緑の保全や緑化推進に関わるグループを始めとする、緑に携わる人材の交流の場づくりが必要
- ②地域のボランティアリーダーなど更なる人材育成が必要
- ③社寺林・まちの樹などの歴史や文化、農地・農業等の有する生産機能や多面的機能、環境配慮の重要性等、緑に対する価値観の共有化のための情報発信、環境教育等が必要
- ④緑を通じて地域への愛着や誇り(プライドオブプレイス)を高めていくことが必要

## (2) 施策目標の検証

現行計画は、「行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出」、「市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進」、「水辺地空間の維持」により、約4,400ha（市域面積の約30%）の緑をさまざまな施策により保全、創出、育成するとともに、「緑を支える人材の育成」を目標として設定しています。

このうち、緑の施策量に関しては、樹林地の保全、公園緑地の整備、地域緑化等の進展により、平成28（2016）年度末現在の実績として、約4,319ha（市域面積の約29.9%、進捗率約98.2%）の施策を進めています。

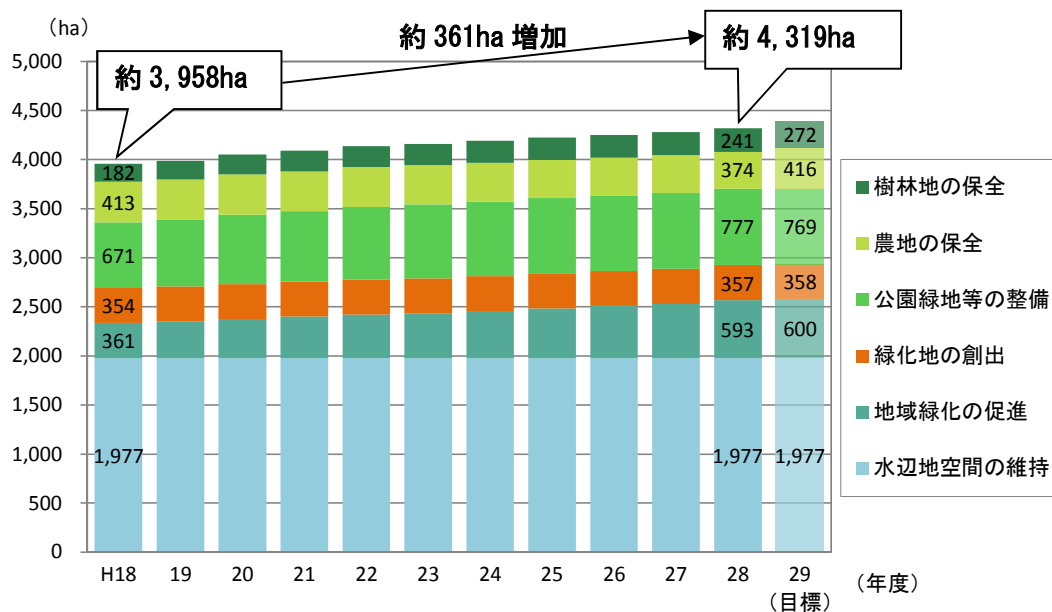
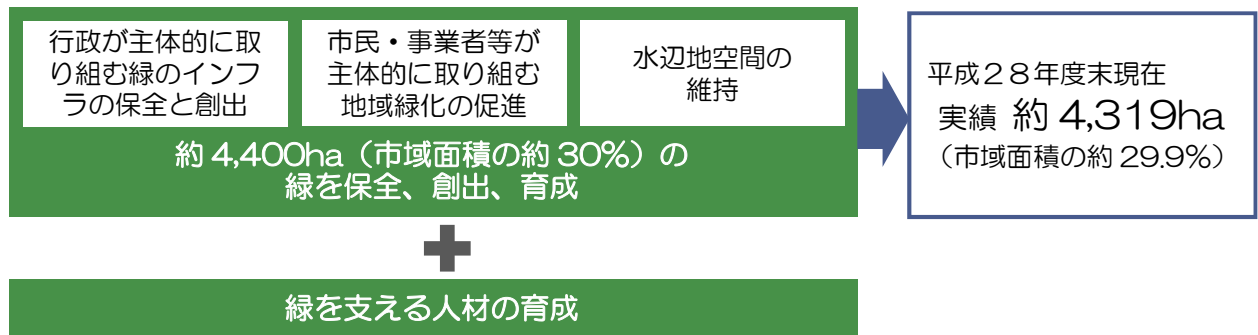


図 緑の保全・創出施策の実績

以下に、それぞれの施策目標の達成状況を示します。



## ①行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出

行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出は、樹林地の保全、農地の保全、公園緑地等の整備、緑化地の創出により、計画期間に約200haの緑のインフラの保全と創出を進めることを目標としています。特別緑地保全地区の指定等による樹林地の保全や公園緑地等の整備により、平成28（2016）年度末までに約130haの緑のインフラが確保されました。

樹林地の保全については、緑地総合評価に基づく樹林地等の保全の取組等を通じて、保全面積が182ha（平成18（2006）年度）から241ha（平成28（2016）年度）に拡大しました（公園として指定することにより確保した樹林地等は含まない）。農地の保全については、生産緑地地区の指定が進む一方で、地区指定の解除及び開発等による農地の減少が続いており、保全施策が講じられた農地の面積は413ha（平成18（2006）年度）から374ha（平成28（2016）年度）に減少しています。公園緑地等の整備については、都市公園等の整備を着実に進め、総面積は671ha（平成18（2006）年度）から777ha（平成28（2016）年度）に拡大しました。緑化地（公共施設緑化、学校緑化、街路樹）については、354ha（平成18（2006）年度）から357ha（平成28（2016）年度）に増加しています。

行政が主体的に取り組む緑のインフラの保全と創出については、樹林地の保全及び公園緑地等の整備が一定程度進んだものの、樹林地及び農地等の緑は減少傾向にあります。今後もこれらの保全に引き続き努めるとともに、必要な公園緑地等の整備を進めることが求められます。

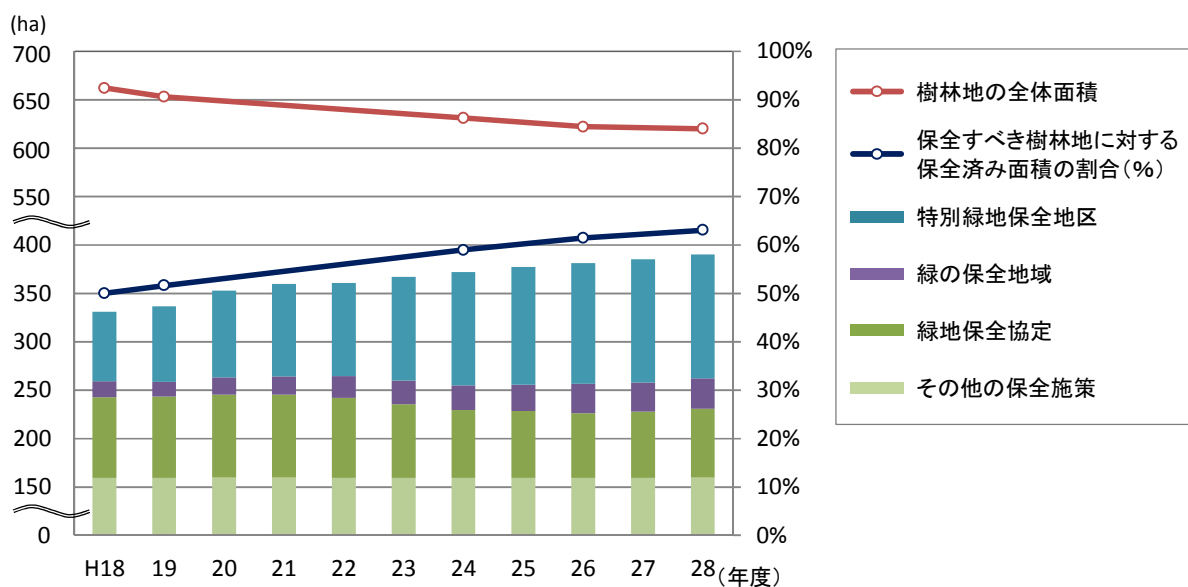


図 樹林地の全体量と保全面積の推移

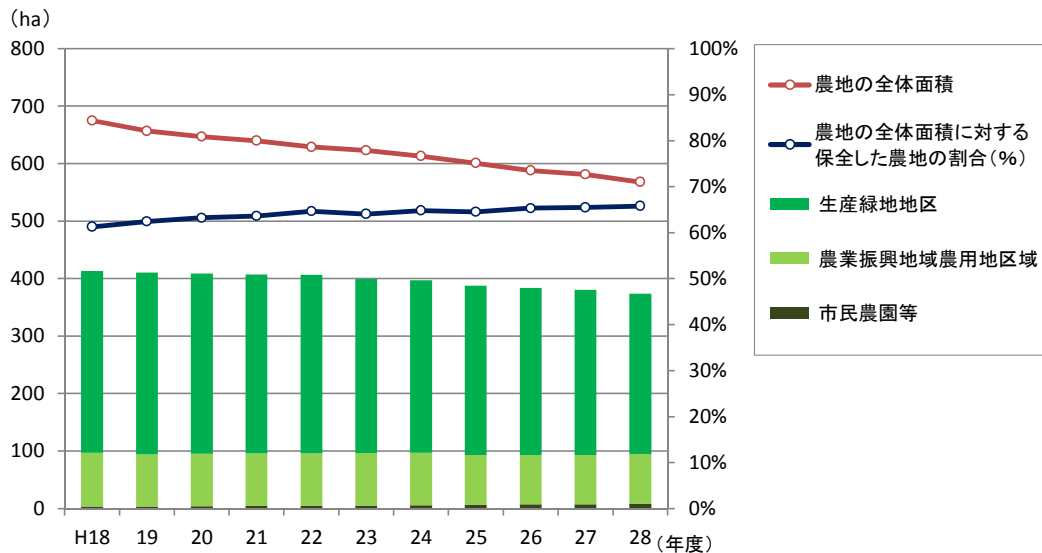


図 農地の全体量と保全面積の推移

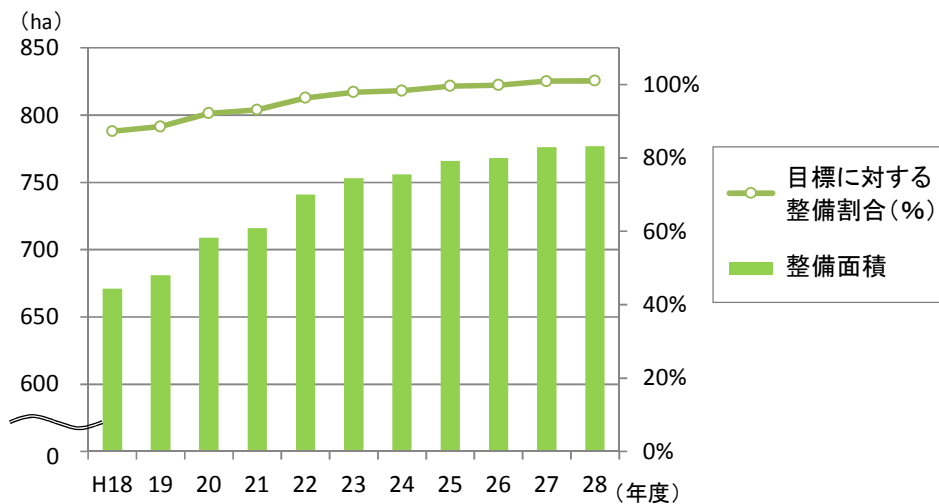


図 公園整備面積の推移

## ②市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進

緑化推進重点地区については、9地区の指定を目標としており、平成26（2014）年度末までに7地区の指定を行いました。平成27（2015）年度末には臨海部の候補地2地区を統合の上、産業道路から海側部分全体を川崎臨海地区緑化推進重点地区に指定したことで、現行計画が目標とした候補地すべてを緑化推進重点地区に指定しました。地域緑化推進地区は、平成18（2006）年度に1地区であったものが、22地区に拡大しています。また、市民、事業所、行政の3者による協働で臨海部の緑化を進めていくための計画として、「『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画」を平成24（2012）年6月に策定しました。

一方、緑化地域については、地区指定の検討を進めてきましたが、現行の緑化指針の基準による緑の質を重視した指導の利点を損なわない制度構築、緑化の継続性を担保する検査体制の構築が必要なことから、現状では導入が難しいと考えており、引き続き現行制度による地域緑化の促進を図ります。また、緑地協定は1地区のままであり、追加指定に至っていません。

事業所との緑化協定の締結については、工場の市外移転や統合等を背景に締結事業所数は平成18（2006）年度より減少しましたが、緑化面積については約152haから平成28（2016）年度末には約155haとなり増加しました。緑化関係制度による助言・指導に

については、緑化指針に基づき一定規模以上の共同住宅、事業所及び公共・公益施設における質の高い緑化を誘導してきたほか、「川崎市特定工場緑地整備基本方針」の適切な運用により、一定規模以上の工場における工場緑化の誘導に努めました。

以上の取組の実施により、現行計画策定時に約370haの存在が推計された私有地の緑は、平成28（2016）年度末には約593haに増加しており、目標に設定した600haを計画期間内で達成できる見込みとなっています。

市民へのアンケート調査において、近年、街中の身近な緑が求められており、市民・事業所が主体的に取り組む地域緑化を引き続き促進していくことが求められています。

表 市民・事業者等が主体的に取り組む地域緑化の促進に関する実績

主な取組	平成18年度当初	平成28年度現況	平成29年度目標
緑化推進重点地区	3地区	8地区※	9地区
地域緑化推進地区	1地区	22地区	緑化計画認定の促進
臨海部地区別緑化計画の作成	—	計画策定 緑化促進	計画づくりと 緑化促進
緑化地域	0地区	未指定	地区指定の推進
緑地協定	1地区	1地区	協定締結の促進
事業所との緑化協定の締結推進	74事業所	67事業所	協定締結の推進
緑化関係制度による助言・指導	緑化指針、工場立地法等による助言・指導の推進		
緑化助成制度	制度の普及促進		

※目標9地区の候補区域を全て指定済み

### ③水辺地空間の維持

河川及び運河等の水辺地空間については、有効に活用することにより、良好な環境を維持することを目標としており、自然的環境資源を活かした水辺に親しむ体験学習や環境学習により活用を推進しています。

### ④緑を支える人材の育成

緑の保全ボランティア、保全緑地育成市民グループ、管理運営協議会が平成28（2016）年度末までに倍増する等、緑を支える人材は着実に増加しているものの、保全緑地育成市民グループの立ち上げ以外の取組については、目標に達していません。かわさきガーデナーの認定については、平成22（2010）年度に事業を終了し、各種の講座修了者を登録する「緑の人材バンク」に引き継がれました。

その一方で、企業・教育機関等と協力して里山の保全管理を行う「かわさき里山コラボ」、大学と連携して里山保全に関する調査研究を行う「大学連携」など、新たな協働の取組も始まっています。

しかしながら、活動団体へのアンケート調査の結果から、担い手の高齢化や後継者不足などの問題が生じており、新たな協働の担い手の参加促進等の対策が求められています。

表 緑を支える人材育成に関する実績

	主な取組	平成18年度 当初値	平成28年度 現況値	平成29年度 目標値
現 行 計 画	緑の保全ボランティアの育成 (里山講座の受講者数)	261人	560人	800人
	かわさきガーデナーの認定	132人	232人*	500人
	保全緑地育成市民グループの 立ち上げ(保全管理計画作成地区)	11団体	28団体	27団体
	緑の活動団体の登録促進	207団体	254団体	320団体
	管理運営協議会の発足	210公園	541公園	1,000公園
上 記 以 外	公園緑地愛護会の発足	535公園	340公園	—
	街路樹愛護会の発足	1,124ブロック	1,186ブロック	—
	市民健康の森	7地区	7地区	—
	かわさき里山コラボ	—	4地区・6団体	—
	大学連携	—	3大学	—
	水辺の楽校	2地区	3地区	—
	河川愛護ボランティア	—	8団体	—

※かわさきガーデナーの認定は平成22年度に事業を終了し、各種の講座修了者を登録する「緑の人材バンク」に引き継がれています。当該現況値は、緑の人材バンク登録者数を表しています(平成29年4月1日現在)。

## 4 緑に関連する社会情勢等

### (1) 社会情勢と課題

#### ①自然災害への対応

阪神大震災（平成7（1995）年）や東日本大震災（平成23（2011）年）、さらに平成28（2016）年4月に発生した熊本地震等の経験から、都市における公園・オープンスペースが発揮する防災面の役割や、暮らしの安心・安全への期待が増大しています。

国では、大規模災害発生時において、迅速な救助への着手を可能とし、また、住民の安全確保を図るため、防災拠点・避難地等となる都市公園の確保や機能の強化を推進しています。

川崎市においても、自然災害（大規模な地震災害、集中豪雨などによる浸水リスク等）に対する防災・減災も重要な課題となっています。とりわけ、今後30年間に約70%の確率で発生するとされている「東海・東南海・南海地震」や、いわゆる「首都直下地震」については、甚大な被害が想定されており、過去の震災の教訓を踏まえた対応が求められています。



図 東日本大震災時の公園利用

#### ②人口減少・少子高齢化社会の進行と市民生活の多様化

川崎市は平成32（2022）年には超高齢社会を迎えると想定され、健康寿命を延伸し、誰もが住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けることができるような自助・互助・共助・公助の仕組み作りが求められています。公園においては、少子高齢社会に対応した公園の利活用や活動主体の後継者不足に伴う新たな協働の担い手の参加促進等の対策が必要となっています。

国では、人口減少・少子高齢化の進行に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、高齢者の健康増進に寄与する取組を推進するため、地域のニーズを踏まえた公園の新たな利活用、効率的・効果的な都市公園の整備や再編を推進しています。

加えて、ライフスタイルの多様化により、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズへの的確に対応するためには、地域課題を適切に把握し、市民と行政の協働による取組の仕組み作りを一層推進していくことが求められています。

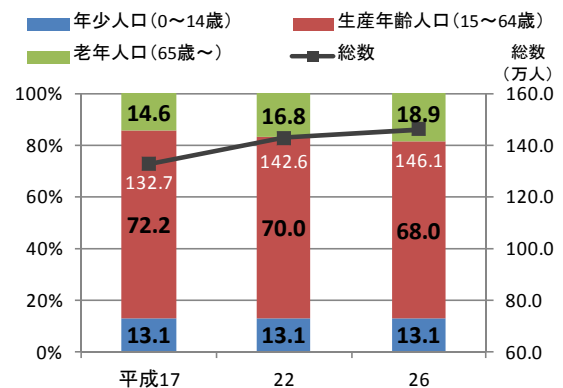


図 川崎市における人口構成の推移  
(出典：川崎市年齢別人口ー平成26年10月1日現在ー)

### ③地球環境問題への取組

#### ○気候変動

平成27（2015）年11月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、気候変動適応策の取組が本格化しています。

【適応策】気候変動の影響への備えと新しい気候条件の利用

（例）渇水対策、治水対策・洪水危機管理

熱中症予防・感染症対策、生態系の保全 等

また、平成27（2015）年末の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、平成32（2020）年以降の温室効果ガス削減に向けた新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。

これを受け、国は平成28（2016）年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。その中で、吸収源対策及びヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化の観点から、緑地の確保、緑地や農地の保全、水と緑のネットワークの形成の必要性が示されています。

川崎市では、平成22（2010）年10月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、二酸化炭素吸収源、ヒートアイランド現象緩和の観点から緑の保全、緑化を推進しています。

#### ○生物多様性

平成22（2010）年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）では「愛知目標」が採択され、生物多様性の損失を止めるための行動が求められています。

また、国では、緑の基本計画に生物多様性確保の視点を反映するため、平成23（2011）年に都市緑地法運用指針が改正され、生き物の生息・生育空間として重要な緑、水辺空間の保全と創出が求められています。

川崎市においても、平成26（2014）年3月に「生物多様性かわさき戦略 ～人と生き物 つながりプラン～」を策定し、生物多様性保全の取組を推進しています。

### ④社会インフラの老朽化

平成28（2016）年度国土交通白書において、我が国が直面する課題として「加速するインフラ老朽化」が指摘されています。高度経済成長期以降に集中的に整備された社会資本の老朽化が急速に進んでおり、既存の社会資本の安全確保が求められます。

また、社会資本の老朽化に伴い、維持管理・更新費の増加が見込まれます。今後は、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・平準化が必要となっています。

### ⑤産業の構造転換

産業の世界規模の情勢として、地球規模の温暖化対策とエネルギーシフト、IoT・AIなどの産業革命や技術革新といった潮流が起こり、国内でも重化学工業の市場縮小や、CO<sub>2</sub>排出量80%削減に向けた全国的な取組などが進んでいます。

川崎市の大規模産業拠点である臨海部においても、1950年代に埋立事業及び企業誘致が進展して以降、日本最大級のコンビナートとして日本の高度経済成長を牽引してきましたが、

その後の企業のグローバル化・国際的な分業化の進展をきっかけとした産業の空洞化を経験し、現在では、ライフサイエンス・環境分野における世界最高水準の研究開発から新産業を創出する国際戦略拠点「キングスカイフロント」が形成されるなど、新たな成長産業の芽が生まれつつあります。今後は、さらに進む産業の構造転換を踏まえ、産業と環境が高度に調和する土地利用の誘導を重要な課題の一つとして捉える必要があり、産業の強みを活かした新しい価値を創出する役割が期待されています。

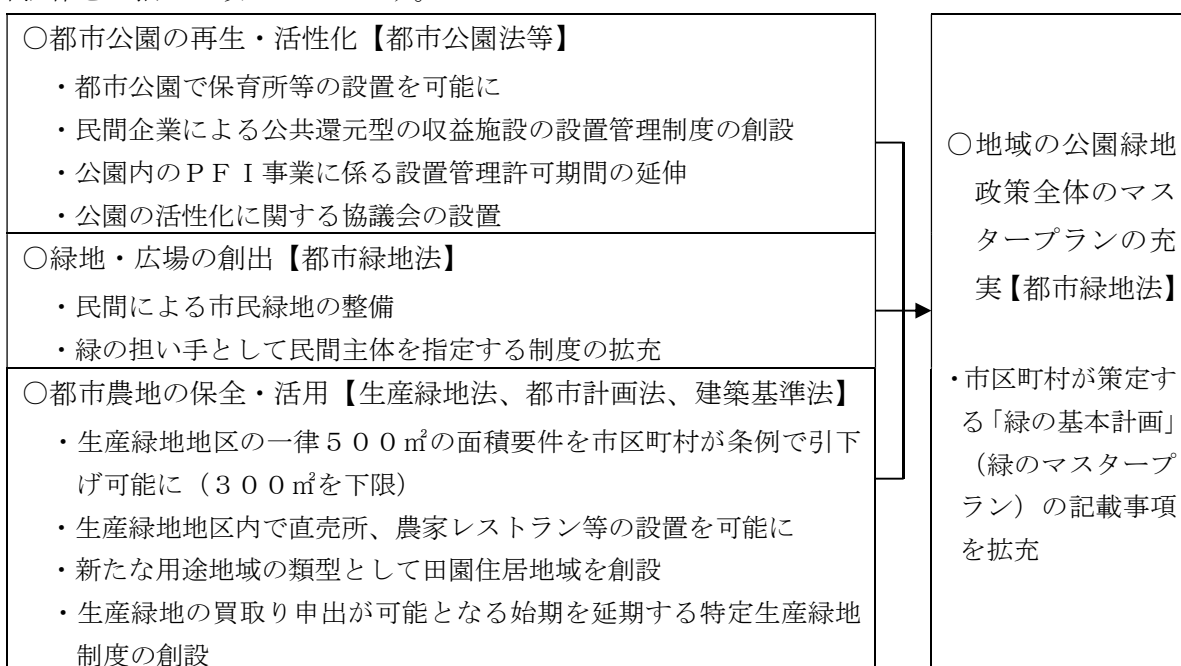
## (2) 国等の動向

現行の川崎市緑の基本計画が策定された平成20（2008）年以降、社会情勢の変化により、国等において次の施策が制定、展開されています。

- 第四次環境基本計画（平成24（2012）年4月）
- 生物多様性国家戦略2012－2020（平成24（2012）年9月）
- ヒートアイランド対策大綱（平成25（2013）年5月）
- 都市農業振興基本法（平成27（2015）年4月）
- 第4次社会資本整備重点計画（平成27（2015）年9月）
- 気候変動への適応計画（平成27（2015）年11月）
- 地球温暖化対策計画（平成28（2016）年5月）
- 都市農業振興基本計画（平成28（2016）年5月）
- 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ（平成28（2016）年5月公表）
- 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29（2017）年6月）

この中でも、『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終とりまとめ（平成28（2016）年5月公表）では、緑とオープンスペースの効用を最大限に引き出すため、今後の政策において重視すべき観点として、「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3点が示され、公園の活用に向けたマネジメントの必要性が高まっています。

また、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29（2017）年6月施行）では、まちづくりに欠かせない多面的な役割を担う公園等のオープンスペースについて、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、次の方針及び施策の推進に向けて、関係法律を一括して改正しています。



緑の基本計画の改定では、上記のような国等の新たな方向性を考慮する必要があります。



### (3) 川崎市の関連計画

川崎市においても、現行計画を策定した平成20（2008）年以降、複数の上位計画、関連計画が策定・改定されており、次期計画に反映していく必要があります。

#### ①川崎市総合計画

平成28（2016）年3月に策定された川崎市総合計画は、成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和により、市政をバランスよく進めていくことを趣旨としており、5つの基本政策を掲げています。基本政策のそれぞれにおいて、緑の基本計画に関連する内容が網羅的に示されています。

＜川崎市総合計画の基本政策＞

- 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- 3 市民生活を豊かにする環境づくり
- 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

#### ②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）

広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めた都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）は、平成29（2017）年3月に見直され、緑に関連する分野として、土地利用や自然環境の整備・保全に関する主要の都市計画の決定の方針等が示されています。

#### ③川崎市都市計画マスタープラン全体構想

平成29（2017）年3月に改定された川崎市都市計画マスタープラン全体構想は、市の都市計画に関する基本的な方針として定められ、土地利用、都市環境、都市防災の分野において緑に関連する方針が示されているため、具体的な都市計画は、この都市計画マスタープランに則して定められることとなっています。

#### ④川崎市地域防災計画

東日本大震災を踏まえた地域防災の対策を反映するため、平成25（2013）年3月に「川崎市地域防災計画」が改定されました。

防災都市づくりの基本として、市民の生命と暮らしを守るため、市街地の耐震・不燃化、そして緑地、水辺などの空間や、安全な施設にともなわれた都市生活環境の整備を進めていくことの重要性が示されており、市民、民間企業等の防災意識の高揚をはじめ、避難空地・避難道路の確保等による災害に強い都市構造の形成、崖崩れによる被害の防止等を進め、防災・減災のまちづくりを強化する方向性が示されています。

## ⑤川崎市防災都市づくり基本計画

近年の大雨、土砂災害などの頻発や、今後30年以内に発生する大地震への緊迫性の高まりを受け、中長期的な視点による減災のための予防対策と質の高い早期の都市復興対策への基本的な考え方を示すものとして、平成27（2015）年3月に「川崎市防災都市づくり基本計画」が定められました。

火災の被害を最小にとどめる都市づくり、安全に避難できる都市づくり、地盤被害を軽減する都市づくり、自助・共助により被害を軽減する都市づくり等を基本方針に掲げており、全市的な重点施策の一つに公園緑地の整備推進が位置づけられています。

## ⑥生物多様性かわさき戦略

平成26（2014）年3月に策定された「生物多様性かわさき戦略 ～人と生き物 つながりプラン～」では、「人と生き物との“つながり”」に主眼を置いており、多様な緑や水等の自然環境を、生き物の視点で生息・生育環境となる空間を守り、つなげて質を高め、さらに創り出していき、人・生き物にやさしいまちづくりに取り組むことが基本方針の一つに位置づけられています。

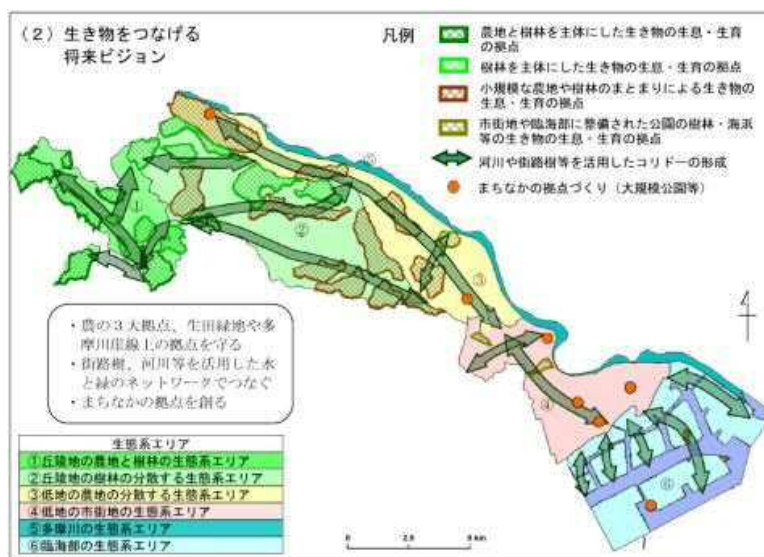


図 生物多様性かわさき戦略の人と生き物をつなげる将来ビジョン

## ⑦川崎市地球温暖化対策推進基本計画

今後、地球温暖化の程度が増大すると、気候変動により、自然及び人間社会に深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まるとされており、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」や、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」が喫緊の課題となっています。このため、平成27（2015）年12月の「パリ協定」の採択や、平成28（2016）年5月の国の「地球温暖化対策計画」の策定などを踏まえ、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定（平成30（2018）年3月予定）し、「マルチベネフィットの地球温暖化対策等により低炭素社会を構築」の基本理念のもと、地域における地球温暖化対策等が、経済・社会的側面にも関わるまちづくりの諸課題の解決に資するよう、取組を進めていくことが示されています。

この中で、緑地の保全、緑化等の推進が、二酸化炭素の吸収源としての役割とともに、ヒートアイランド対策を含めた暑熱対策の取組として示されています。

### ⑧川崎市農業振興計画

昨今の国による農業改革や、川崎市の農業の新たな課題や期待へ対応するために、平成28（2016）年2月に「川崎市農業振興計画」が策定されました。農業振興計画は、『次世代に引継ぐかわさきの「農業」～「農」を育て・創り、活かし・繋ぐ～』を基本目標とし、担い手・後継者の育成や生産性、安全性等の向上を図る技術支援、多様な主体との連携による付加価値向上等の各種施策により都市的立地を活かした健全な農業経営を推進、創造するとともに、「食」の供給のみならず、景観の保全や防災、教育などの多面的な機能を有する農地の保全と活用、「農」とのふれあいによる農業への理解促進を図ることも合わせて施策の柱とし、取組を推進しています。

### ⑨川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

平成27（2015）年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」が策定され、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による 誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念に掲げ、対策を推進しています。

高齢期となっても、近隣住民との交流や活動への参加を通じて地域へ貢献することや、ボランティア等の自発的な活動を行うことにより、自立した生活や尊厳の保持につながり、地域全体の満足度の向上が期待できると位置づけています。緑に関する地域活動やボランティアは、市民にとって身近なテーマであることから、適した取組と考えられます。

### ⑩かわさきパラムーブメント推進ビジョン

少子高齢化、人口減少社会へ向かう将来において、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、平成28（2016）年3月に「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」が策定されました。かわさきパラムーブメントの方向性の一つに「先進的な課題解決モデルの発信」が位置づけられ、環境先進都市としての特徴と強みを活かした国際社会への貢献を目指すグリーンイノベーションや、環境配慮型社会の実現に向けた情報発信等、地球環境問題解決に寄与する取組を推進しています。

### ⑪川崎市新多摩川プラン

社会情勢や自然環境、市民のニーズを踏まえて、川崎のシンボルである「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かした賑わいの場の創出を目指すため、平成28（2016）年3月に「川崎市新多摩川プラン」が策定されました。新多摩川プランは、「川のふるさとの再生 市民協働による多摩川ライフの創造」を基本理念とし、自然環境・景観の保全、治水整備・防災教育、歴史的資源の活用・環境学習の推進、施設の利便性向上、流域連携・協働事業の推進を基本目標と定めています。

緑に関しては、多自然川づくりの推進や花と緑のある川づくりの推進、河原風景の保全を重点プロジェクトに位置付ける等、多くの取組を推進しています。

## ⑫生田緑地ビジョン

平成23（2011）年3月に策定された「生田緑地ビジョン」は、生田緑地の自然環境保全の重要性の高まり等を踏まえ、緑地の保全と利用が好循環する仕組み作りを念頭に、「豊かな自然・文化・人・まちが共に息づき 緑がつなげる持続可能な生田緑地の実現」を基本理念に掲げています。基本方針として、自然を守り育む、施設の魅力を高める、効果的・効率的に管理・運営する、多様な主体の輪を広げる、周辺と協力しあう、魅力を発信する6つを掲げており、生物多様性の保全や自然とのふれあい、景観形成等のさまざまな視点による取組を推進しています。

## ⑬臨海部ビジョン

「臨海部ビジョン」（平成30（2018）年3月策定予定）は、川崎市の「力強い産業都市づくり」の中心を担う臨海部について、「30年後を見据えた目指すべき将来像」と、その実現に向けた戦略や取組の方向性を示すものです。目指すべき将来像として、「豊かさを実現する産業の躍動」、「魅力的な地域環境の調和」の2つを掲げており、緑に関連する分野としては、多摩川などの恵まれた地域資源の活用や、設備投資の促進と効果的な緑の創出を両立する仕組み作りの検討など、産業と環境の高度な調和を図る必要性が示されています。

## ⑭かわさき資産マネジメントカルテ

平成26（2014）年3月に策定された「かわさき資産マネジメントカルテ」では、「戦略1：施設の長寿命化」「戦略2：資産保有の最適化」「戦略3：財産の有効活用」の3つの戦略を掲げ、公共施設等の計画的な更新・統廃合・長寿命化などの実施や市有財産の有効活用による財源確保等により財政負担の軽減・平準化への取組方針等が示されています。

## ⑮その他の関連計画

緑の基本計画策定にあたっては、市の関連する諸計画に整合させる必要があります。

- ・川崎市景観計画（平成19（2007）年12月策定）
- ・川崎市環境基本計画（平成23（2011）年3月全面改定）
- ・川崎市水環境保全計画（平成24（2012）年10月策定）
- ・二ヶ領用水総合基本計画（平成25（2013）年3月改定）
- ・鶴見川流域水マスタープラン（平成27（2015）年12月改定）
- ・川崎市環境教育・学習基本方針（平成28（2016）年3月改定）
- ・川崎市一般廃棄物処理基本計画（平成28（2016）年3月策定）
- ・川崎港緑化基本計画（平成28（2016）年9月策定）
- ・子どもの未来応援プラン（平成30（2018）年3月改定予定）

## **(4) 市民意見**

現行の川崎市緑の基本計画は、協働を重視し、さまざまな取組を展開してきたことを受け、これまでの施策展開への市民評価や、今後進めていく必要がある取組など、さまざまな機会を捉えて次のとおり市民意見の把握を行いました。

### **①活動団体へのアンケート調査**

公園・街路樹の維持管理、緑の保全、緑化推進に取り組む関係団体（438団体）を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として、平成27（2015）年2月にアンケート調査を実施しました。

### **②事業所アンケート**

川崎市みどりの事業所推進協議会に加盟する事業所を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として、平成27（2015）年2月にアンケート調査を実施しました。

### **③かわさき市民アンケート**

市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とすることを目的として現行計画の検討時に実施された平成17（2005）年度川崎市民意識実態調査（平成17（2005）年11～12月実施）と、最新の平成27（2015）年度かわさき市民アンケート（平成27（2015）年7～8月実施）との比較から、緑に対する市民の意識変化がわかります。

### **④かわさきのみどりづくりワークショップ**

計画の改定に向けた取組の一環として、川崎市の将来の緑について市民と考えることを目的に、平成27（2015）年8月に「かわさきのみどりづくりワークショップ」と題したワークショップを市内4会場で開催し、合計105名の市民に参加いただきました。いただいた意見は、川崎市環境審議会緑と公園部会での審議の参考としました。

### **⑤子育て世代ヒアリング**

計画の改定に向けた取組の一環として、川崎市の緑を取り巻く課題について、子育て世代の緑の活動団体等への参加や公園等の利用について意見を収集することを目的に、平成27（2015）年11月にヒアリング調査を実施しました。

### **⑥市民意見収集（平成27（2015）年11月）**

計画の改定に向けた取組の一環として、川崎市の緑を取り巻く課題について、広く市民意見を収集することを目的に、平成27（2015）年11月にインターネット・チラシによる意見募集、活動団体等との意見交換会を実施しました。



### **⑦市民意見収集（平成28（2016）年3～4月）**

審議の中間段階にあたる平成28（2016）年3月から4月にかけて、計画改定に関する骨子と方向性を市民に公表し、インターネットによる意見募集、市民意見交換会を通じ意見を募集しました。

### **⑧緑の基本計画改定作業の経過報告会及びインターネットによる意見募集での意見**

緑と公園部会における審議経過を市民に報告し、意見を本答申の取りまとめに反映するため、平成28（2016）年11月に『川崎市緑の基本計画』改定作業の経過報告会」を市内3会場で開催するとともに、インターネットによる意見募集を行いました。

### **⑨小学生へのアンケート調査**

計画の改定に向けた取組の一環として、公園や木・花に対する子どもたちの意見を収集することを目的に、平成28（2016）年11月に小学校7校（1区につき1校）の5年生または6年生の児童を対象にアンケート調査を実施しました。

## 第2章 緑の基本計画改定の考え方

### 1 緑の基本計画に求められる視点

#### (1) 施策の検証からの視点

第1章で整理した現行計画の施策の検証から、主な課題を整理します。

#### ■協働に基づく施策の課題

- ①若い世代の参加や、活動参加者のスキルアップなどの育成が必要
- ②新たな担い手となるステークホルダーの発掘と活動を促す取組が必要
- ③市民や民間企業等の取組の振り返りや、PR・評価の仕組みづくりが必要

#### ■緑の軸に基づく施策の課題

- ①各制度等を活用した樹林地等の保全や、多様な主体との協働による樹林地等の適切な維持管理、利活用を進めるとともに、樹林地等の所有者への理解を深めていくことが必要
- ②多摩丘陵軸、多摩川崖線軸は、広域的なつながりや見直した緑地総合評価に基づく、多様な樹林地の保全が必要
- ③多摩川軸は、歴史・文化を継承する人材の育成や、歴史・文化を知ることのできる機会の創出を図ることが必要
- ④東京湾軸は、川崎の自然を感じ、魅力的なロケーションを楽しむことができる空間の配置の実現に向けて関係各所と連携しながら事業を進めていくことが必要

#### ■みどり拠点に関する課題

- ①緑の拠点については、各種公園等の効果的な管理運営及び魅力の向上、安全確保等が必要
- ②緑化推進重点地区については、既存計画の改定(見直し)とともに、持続的な緑化の推進の取組が必要
- ③農地については、農業施策と連携しながら保全に努めることが必要
- ④地元農業者と連携して、生物多様性の保全や歴史・文化の伝承に取り組んでいくことが必要
- ⑤農とのふれあい拠点である久末地区等において、市民と農とのふれあいの機会を創出し、農業への理解を高めることが必要

#### ■緑と水のネットワークに関する課題

- ①緑に携わる人材のさらなる交流の場づくりが必要
- ②市民意識では生活空間に身近な緑を求める傾向が強まっており、緑と水のネットワークをさらに拡充していくことが必要
- ③公園の魅力や環境機能への期待が増大しており、緑の機能と質をさらに高めていくことが必要
- ④身近な公園の未設置地区における整備を進めるとともに、魅力が減退している公園の利用を活性化していくことも必要
- ⑤減少傾向が続く市街化区域内農地について、農業者が営農を継続できるような支援を進めることが必要
- ⑥農地の保全に対する市民の理解の醸成をさらに進めていくことが必要

## ■市民文化に基づく施策の課題

- ① 緑に携わる人材の交流の場づくりが必要
- ② 地域のボランティアリーダーなど更なる人材育成が必要
- ③ 緑に対する価値観の共有化のための情報発信、環境教育等が必要
- ④ 緑を通じて地域への愛着や誇り(プライドオブプレイス)を高めていくことが必要

## (2) 緑に関する社会情勢からの視点

### ■自然災害への対応

今後、「東海・東南海・南海地震」や、いわゆる「首都直下地震」については、甚大な被害が想定されており、東日本大震災や阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、安全・安心なまちをめざすため、災害リスクに応じた市街地の改善や緊急、応急対応への対応が求められています。

### ■少子高齢化、ニーズの多様性への対応

人口・世帯構造の変化と少子高齢社会の到来に伴い、市民生活のニーズが多様化しています。地域課題を適切に把握し、市民と行政の協働の仕組み作りを一層推進していくことが求められています。

また、公園においては、活動主体の後継者不足に伴う新たな担い手確保、地域のニーズを踏まえた新たな利活用、効率的・効果的な都市公園の整備や再編、活用を進める事が求められます。

地域のつながりを深め、複雑化・多様化する地域課題に的確に対応していくために、地縁組織を中心とする地域コミュニティの活性化とともに、地域を支える新たな人材の育成や、多様な活動の担い手が互いに連携し地域課題を解決できる仕組み作りが求められます。

### ■地球環境問題への対応

生物多様性の損失が人間社会へもたらす影響や、顕在化する地球温暖化現象などが社会的に広く認知され、地球規模の環境問題として捉えられています。また、地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化してきていることから、これまでの温室効果ガス削減などの取組に加えて、異常気象などの影響を低減するための取組が求められています。

### ■社会資本の老朽化への対応

社会資本である公共施設や公園整備面積は増加し、老朽化が進む施設も増加しているため、今後は、中長期にわたる財政負担の増大等に配慮し、施設等の効率的かつ効果的な維持管理や、あり方の検討を進めていくことが求められます。

公園等の新規整備においても、整備や維持管理、更新に係るトータルコストの縮減に向けた取組が求められます。

### (3) 市民意識からの視点

#### ■緑の担い手が抱える課題

近年では、緑の担い手として、ボランティアやNPO、企業などによる社会貢献活動が広がってきています。一方で、従来から緑の活動の中心的存在であった町内会・自治会などの地縁組織は、会員の高齢化や会員不足等の後継者不足の課題を抱えています。

今後は、緑への興味を増やし、緑に関わる人材を増やしていくことが求められます。

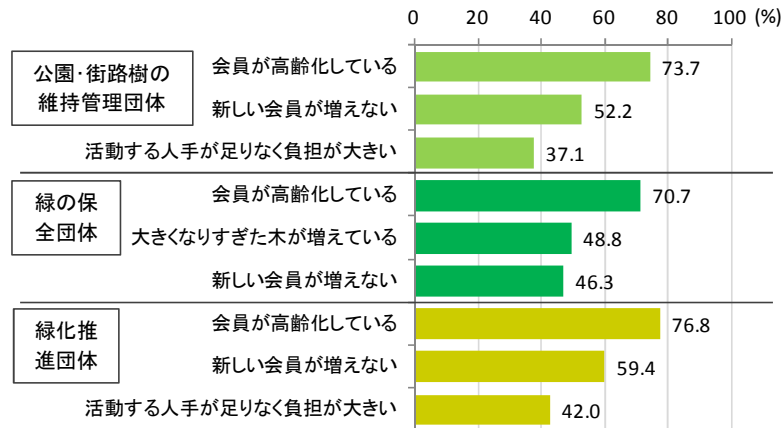


図 活動を行っている中で最も課題であると思うもの（上位回答）  
（出典：活動団体へのアンケート調査）

#### ■緑の市民満足度に関する課題

川崎市には地域特性に応じたさまざまな緑が存在していますが、緑の市民満足度調査においては、市の南部地域において緑の満足度が低い傾向が現れています。区民一人当たりの公園面積の差や、まとまりのある樹林地の存在などによる緑量の偏在がその一因として考えられるため、市街地における緑の創出や身近な緑の保全活動などを通じて、緑への満足度を市全体で上げていくことが求められます。

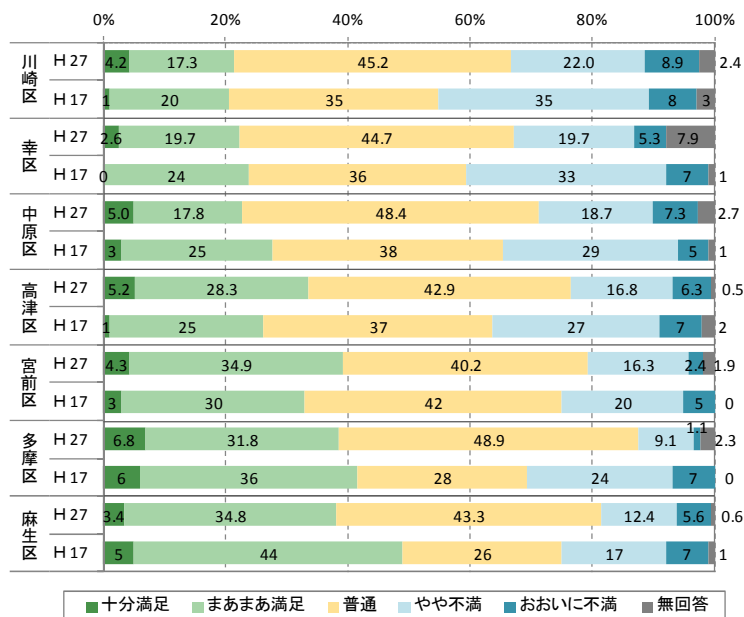


図 市域全体の緑についての満足度（区別）  
（出典：かわさき市民アンケート）

## 2 次のステージに進むために取り組むべき課題

### (1) 協働の取組の持続性の確保

川崎市においては、現行計画に基づく施策の実施を通じて協働の取組が全市に拡大し、881公園（公園数70.7%）における公園緑地愛護会及び管理運営協議会の活動、254団体に拡大した緑の活動団体、民間企業や大学、農業関係者等の多様なステークホルダーとの協働が進みました。これらは、他に類例を見ない大きな成果であり、川崎市の貴重な資産です。

しかしながら、少子高齢化の進行、地域コミュニティのつながりの希薄化を背景に、高齢化や世代交代の停滞の問題が生じている活動団体もあり、活動の持続性が危ぶまれています。

川崎市の貴重な資産である協働の取組を次の世代へと引き継ぎ、さらに発展させていくため、活動への支援を継続することに加え、協働の持続性を確保することが喫緊の課題です。

### (2) 緑の保全、創出、育成の継続

川崎市における樹林地・農地・水辺地の保全、公園の整備の取組により、4,319haの緑が確保されました。このように形成されたストックは、河川や道路の緑、民有地の緑とともに、緑と水のネットワークを形成し、都市環境の改善、防災、良好な景観の形成等に寄与しています。また、川崎市緑の基本計画で対象とする、樹林地、農地、水辺地などの「緑地」の総量は、平成18（2006）年度には推計で5,082ha存在しましたが、市域の大半が市街化区域であることなどにより、土地需要を反映した樹林地や農地の減少傾向が見られ、平成28（2016）年度では推計で4,971haと、約111haの減少となっています。

樹林地の保全面積については、平成18（2006）年度時点で約182haでしたが、その間に展開した保全施策により平成28（2016）年度には約241haと、約59ha増加しました。

農地の保全面積については、生産緑地地区の指定や市民農園の整備等、さまざまな取組を進める一方で、生産緑地地区の解除も発生するなど、平成18（2006）年度の約413haから、平成28（2016）年度の約374haと、約39haが減少しました。

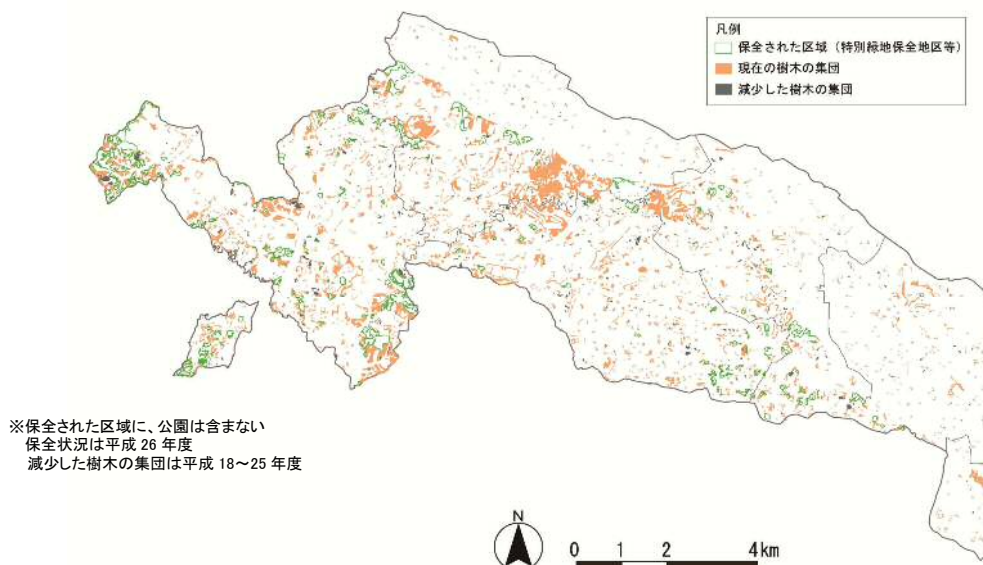


図 樹林地の保全施策の実施状況と減少した樹林地



樹林地と農地については、平成28（2016）年度で約615haを保全していますが、約417haについては、保全施策が未施策の状態となっています。都市において多機能性を有する自然環境を確保するためにも、今後も引き続き、樹林地や農地の保全に取り組む必要があります。

公園整備（港湾緑地を含む）については、平成18（2006）年度から平成28（2016）年度の間、整備・拡張により、総面積は約106ha拡大して約777haとなっており、現行計画期間における確保すべき公園面積に概ね達しています。また、管理運営における市民参加、民間企業との連携も進んできました。一方で、長期未整備公園の完成に向けた取組や、身近な公園が不足する地域の解消、市域における公園の偏在の解消等の課題が残されており、公園の整備に引き続き努めていくことが必要です。同時に、発生が予見される大規模災害に対する公園等の防災・減災機能の向上、施設の老朽化に対応した安全確保など、社会的課題に対応できる公園の多機能性の発揮や、公園の質の維持向上が必要となっています。

緑化の取組については、都市拠点として緑化推進重点地区を計8地区指定するとともに、地域緑化推進地区が22地区に拡大し、市民・民間企業・行政のパートナーシップにより緑化を推進してきました。また、条例に基づく「緑化協議」により、生活空間に身近な緑化を進めてきたほか、川崎市は、市街地の中に事業所の敷地の占める割合が大きいという特徴を有することから、事業所の緑化を積極的に進め、地域住民や通行人にうらおいを与えています。市民意識では生活空間に身近な緑を求める傾向が強まっており、街中の身近な緑の創出、育成に引き続き取り組む必要があります。

加えて、進行する地球温暖化に伴う影響の顕在化、環境（生物多様性、地球温暖化等）に対する市民意識の高まり等を背景に、都市環境の改善における緑の重要性も増しています。みどり軸、みどり拠点、これらを結ぶ緑と水のネットワークの形成により、生物多様性の確保、地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和等に寄与していくことが求められます。

以上を踏まえ、緑の保全、創出、育成を継続し、環境に配慮した緑の取組を進めていく必要があります。

表 緑地の全体面積、保全面積等の推移（単位：ha）

	H18	H28	増減量
緑地の全体量	5,082	4,971	▲ 111
整備・保全済みの緑地	3,967	4,319	352
樹林地の保全	182	241	59
農地の保全	413	374	▲ 39
公園等の整備	671	777	106
緑化地の創出	724	950	226
水辺地空間の活用	1,977	1,977	0
未施策の樹林地・農地	595	417	▲ 178
300㎡以上1,000㎡未満の樹林地（施策対象外）	520	235	▲ 285

- ・緑地とは、緑の基本計画で対象とする、樹林地、農地、水辺地など、あらゆる自然的環境の要素を含む。ただし、300㎡未満の樹林地は含まない。
- ・未施策の樹林地とは、緑地総合評価により保全すべきとされている1,000㎡以上の樹木の集団のうち、何らかの保全施策を行っていない樹林地を指す。

### (3) 暮らしを支え高める緑の効用の発揮

近年は少子高齢化の進行に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、高齢者の健康増進への寄与など、地域コミュニティの拠点としての公園の新たな利活用手法が課題となっています。また、公園利用の規制が多く、公園における子どもの自由な遊びが制限されていることから、こうした魅力が減退している公園の活性化も新たな課題となっています。したがって、さまざまな主体による公園のマネジメントの推進による効果的な管理運営など、公園の機能と魅力の向上に取り組む必要があります。

加えて、多くの人から市内外から集まる広域的な拠点整備を進めるうえで、公園の魅力や環境機能への期待が増大しており、臨海部や小杉地区等における緑あふれるまちづくりの推進に向けて、民間企業のノウハウの活用が不可欠となっています。また、まちの魅力や活力を高めていくためには、レクリエーション機能や文化交流機能などの発揮が期待できる大きなポテンシャルを秘めた多摩川の資源について、更なる活用を進めていくことが必要です。

以上を踏まえ、川崎市がこれまで培ってきた市民や民間企業との協働を更に発展させ、蓄積された緑のストックを多様な主体とともに活用する取組を強化していくことで、緑を介した顔の見える関係づくり、緑の魅力づくりを図ることが重要です。この視点に基づき、市民の暮らしを支え、高めていくべく、緑を地域コミュニティの場として活用することによる子育て世代や高齢者の支援、さらには都市における緑の機能発揮による活力あるまちづくりの推進といった、緑が持つ多種多様な効用をさらに高めていく必要があります。

## 3 改定に向けた考え方

これまでの取組による成果と、次のステージに進むために取り組むべき課題を踏まえ、多様な主体との協働に対しては、これまでに育ってきた多種多様な活動を貴重な財産として残すこと、また協働の新たな芽を育むことが重要です。協働による緑の活動は、川崎市の緑を保全、育成、創出するための根幹を成すことから、次期計画においても、協働の視点を最上位に位置付け、協働をさらに発展させる「緑のパートナーづくり」の視点が必要です。

同時に、市民生活に密接に関わり、良好な都市環境を形成する緑そのものについても、現存する緑は保全し、緑の乏しい場所には緑を創出することで、大小さまざまな緑のネットワークを形成していくことが重要です。このように、市民にとって身近に緑を感じられる暮らしを創造していくことを目指し、次期計画においても、これまでに引き続き「緑の空間づくり」の視点が必要です。

その上で、緑のパートナーと協働して、緑の空間を活かす「グリーンコミュニティづくり」を新たな視点として取り入れ、自然環境、文化・歴史、都市の魅力と活力、防災、少子高齢化への対応の視点に沿って、緑が持つさまざまな効用を発揮させていくことが必要です。

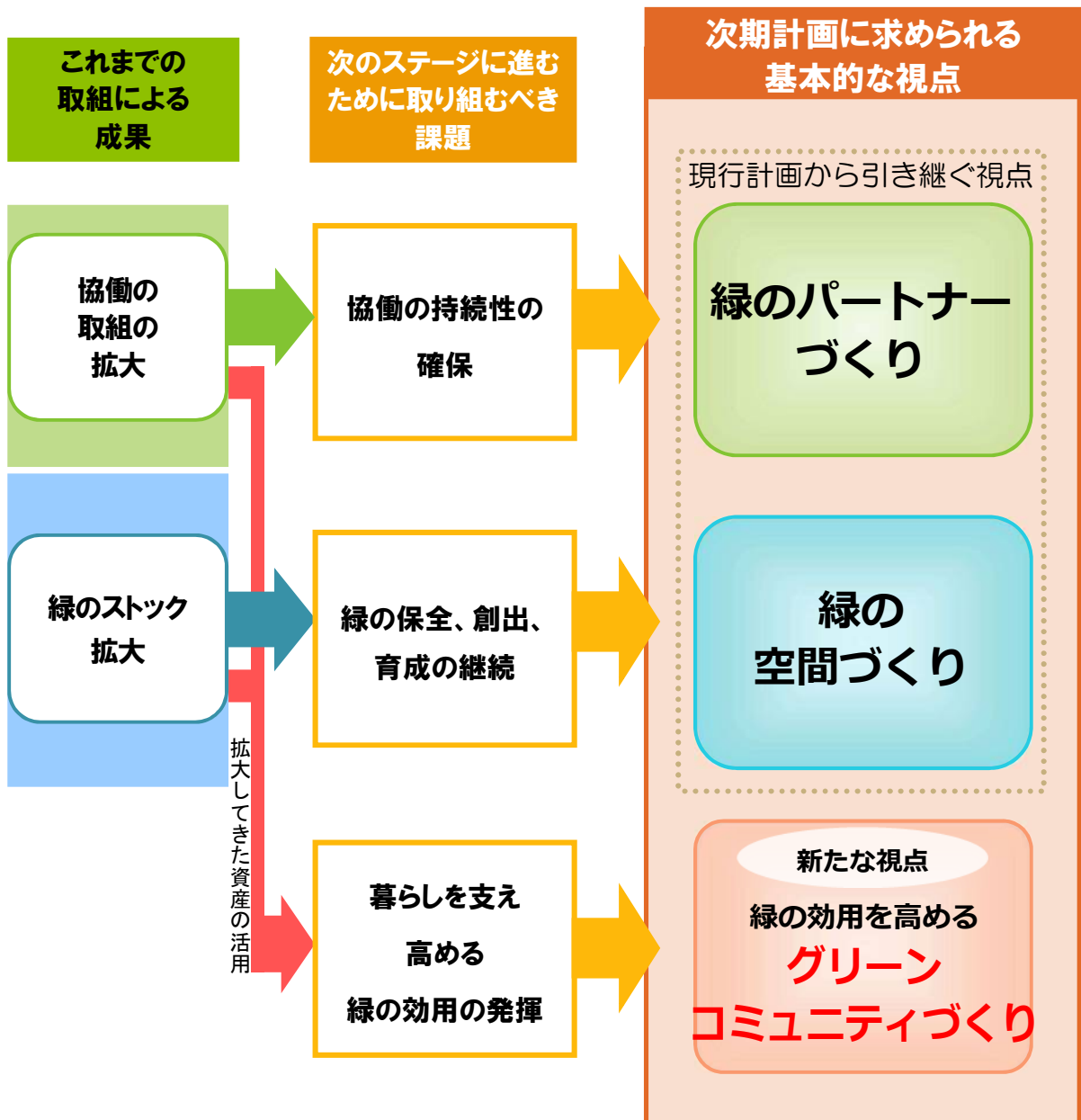


図 次期計画に求められる視点